

教育委員会定例会日程

平成28年11月22日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 報告事項

(1) 第二次小田原市子ども読書活動推進計画の策定について(資料1 図書館)

(2) 平成29年度公立幼稚園新入園児応募状況について(資料2 教育指導課)

5 議事

日程第1

議案第28号

平成28年度(平成27年度分)教育委員会事務の点検・評価について

(教育総務課)

日程第2

報告第12号

事務の臨時代理の報告(平成28年12月補正予算)について

(教育部・文化部)

6 閉 会

第二次小田原市子ども読書活動推進計画の策定について

1 第二次計画の概要

(1) 計画策定の背景

ア 子どもの読書活動の意義

○子どもの読書活動は…

言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの。

○そのために…

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

イ 国・県の動向

○国の動向 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月施行)

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次)(平成25年5月策定)

○県の動向 「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」(第三次)
(平成26年4月策定)

ウ 本市の第一次計画期間における取組・成果・課題

家庭・地域・学校等が互いに連携を図り、読書環境を整備し、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進することを計画のめざす姿として、平成22年9月に「小田原市子ども読書活動推進計画」(第一次計画)を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組みました。平成27年9～10月に、「子どもの読書活動に関するアンケート」調査を実施し、この調査結果と第一次計画で設定した努力目標の達成状況から、第一次計画における取組の成果と課題を次のとおり検証しました。

子どもの読書活動に関するアンケート調査結果

調査項目		平成19年度	平成27年度
乳幼児のいる家庭での読書の状況	読書をしない子どもの割合	10.8%	21.8%
	読み聞かせをしない保護者の割合	14.0%	21.3%
	読書をしない保護者の割合	37.0%	49.4%
本を読む児童生徒の割合	小学生	88.5%	93.3%
	中学生	83.5%	89.7%
毎日または週に1日以上学校図書館を利用する児童生徒の割合	小学生	32.3%	41.9%
	中学生	13.6%	9.2%

第一次計画時の努力目標の達成状況

項目	平成21年度	計画期間中の目標値	平成27年度
児童書の年間貸出冊数	170,958冊	200,000冊	189,829冊
ヤングアダルト向け 図書の年間貸出冊数	6,241冊	10,000冊	7,645冊
学校図書館図書標準を充足 している小中学校の割合	63.9%	100%	55.6%
市内小中学校の団体登録率	50%	100%	75%

(ア) 家庭における子ども読書活動の取組

主な取組	「家庭における家族の読書（家読）」の推進
成果・課題等	乳幼児のいる家庭において「読書をしない子ども」や「家庭で読み聞かせをしない保護者」、「読書をしない保護者」の割合がいずれも増加しました。

(イ) 地域における子どもの読書活動の取組

○図書館における子ども読書活動の取組

主な取組	・児童向け図書資料の充実 ・ブックリストの作成配布
成果・課題等	図書館において児童書とヤングアダルト向け図書の貸出冊数が増加しました。

○地域等における読書活動の支援

主な取組	自動車文庫による配本
成果・課題等	放課後児童クラブでの利用は多くありましたが、分館での利用は減少しました。

(ウ) 学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の取組

○学校における子どもの読書活動の取組

主な取組	・すべての小中学校で朝の読書活動を継続して実施 ・学校司書や図書ボランティアによる読み聞かせやブックトークなどを実施 ・すべての小中学校に学校司書を配置して読書相談や学習支援等学校図書館の環境を整備
成果・課題等	・本を読む児童生徒の割合が増加しました。 ・学校図書館を利用する児童の割合は増加しましたが、生徒の割合は減少しました。 ・図書標準を充足している小中学校が一時的に減少しました。

○幼稚園・保育所における子どもの読書活動の取組

主な取組	・絵本コーナーの設置及び地域への開放 ・地域のボランティア等との連携や協力
成果・課題等	・地域の中での読書が拡がりました。 ・幼稚園・保育所で提供する絵本が不足しました。

○支援を必要とする子どもの読書活動の取組

主な取組	図書館での養護学校の児童生徒の施設見学や施設利用の受入
成果・課題等	図書館におけるニーズを把握しました。

(エ) 学校・関係機関・団体等との連携における子ども読書活動の取組

○学校と公共図書館との連携

主な取組	学校の団体登録の促進
成果・課題等	小中学校の団体登録数が増加しました。

○県内公共図書館等及び国立国会図書館サービスの提供

主な取組	県内公共図書館との相互貸借事業の実施
成果・課題等	貸出冊数・借受冊数が増加しました。

○関係機関・団体等の連携・協力

主な取組	生涯学習施設や地域センターへブックリストや子ども読書活動推進事業の情報提供
成果・課題等	一定の利用や参加者を得ることができました。

○子ども読書活動を推進する図書館以外の関連事業

主な取組	事業に関連した図書資料の貸出や図書館内での展示などの支援
成果・課題等	事業目的の達成に寄与しました。

(2) 第二次計画の基本的な考え方

ア 子ども読書活動の推進でめざす姿

「考えられる」・「伝えられる」・「大切にできる」子どもを育てる。

イ 基本方針

(ア) 家庭・地域・学校等それぞれの機能や特性を活かした読書活動の推進

子どもたちの身近に本があり、いつでも本を手にすることができる環境を整えていきます。

(イ) 取組を行う関係機関や団体の連携の推進

関係機関や団体が役割分担を図りながら、相乗効果を生み出すように、公共図書館を中心とした連携の中で推進していきます。

(ウ) 子どもの発達段階に応じた、読書に親しむことのできる環境づくり

継続して読書に親しむことができるように、年代や発達段階を意識しながら読書環境を整え、働きかけていきます。

ウ 計画の位置づけ

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本市における子どもの読書活動の推進に関する「第二次計画」として策定します。また、本市総合計画「おだわらTRYプラン」(後期基本計画)や「小田原市教育大綱」、「小田原市学校教育振興基本計画」、「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」との整合に努め、施策・事業間の調整・連携を図ります。

エ 計画の推進に向けて

次の6項目を数値目標として設定します。

項 目		平成27年度	数値目標(平成34年度)
①乳幼児のいる家庭での読書をしない子どもの割合		21.8%	10%
②児童書の年間貸出冊数		189,829冊	200,000冊
③ヤングアダルト向け図書の年間貸出冊数		7,645冊	10,000冊
④本を読む児童生徒の割合	小学生	93.3%	98%
	中学生	89.7%	95%
⑤学校図書館図書標準を充足している小中学校の割合		55.6%	80%
⑥団体登録率	幼稚園・保育所	14%	60%
	小中学校	75%	100%

オ 取組の期間

平成29年度から平成34年度までの6年間。

カ 推進体制

図書館を中心とする子ども読書活動にかかわる事業を担当している本市の関係各課や、家庭、学校・幼稚園・保育所等、関係機関・団体等が相互に連携・協力を図り、子どもの読書活動を推進します。

(3) 第二次計画推進のための方策

事業項目	
① 家庭における子ども読書活動の推進	「家読（うちどく）」の推進
	ブックリストの作成と活用
	乳児と保護者への啓発事業
	読み聞かせ講座の実施
	家庭教育講座との連携
② 地域における子ども読書活動の推進	図書資料の充実
	図書資料の利用促進
	ブックリストの作成と活用（再掲）
	図書館への来館促進
	ボランティア団体との連携と支援
	児童行事の充実
	職場体験・体験学習の受け入れ
	読書活動推進講演会の実施
	地域等における読書活動の支援
	支援を必要とする子どもの読書活動の推進
国際化を見据えた読書活動の推進	
図書館員の資質向上	
③ 学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の推進と連携	学校における読書活動の推進
	学校図書館の充実
	幼稚園や保育所における読書活動の推進
④ 小田原ゆかりの文学を通じた子ども読書活動の推進	小田原文学館への来館促進
	小田原ゆかりの童謡・詩歌の普及
	小田原が登場する作品等の紹介
⑤ 新たな図書施設の中での子ども読書活動の推進	図書施設への誘い
	子育て世代、子ども連れの来館の促進
	ヤングアダルト世代を対象とした事業の実施

2 今後のスケジュール

平成 28 年 12 月～29 年 1 月	意見公募の実施
平成 29 年 1 月	図書館協議会で意見公募の結果報告
平成 29 年 1 月	教育委員会定例会で意見公募の結果報告
平成 29 年 2 月	定例会前厚生文教常任委員会で意見公募の結果報告
平成 29 年 3 月	第二次小田原市子ども読書活動推進計画策定

第二次

小田原市子ども読書活動推進計画（案）

平成〇〇年〇月

小田原市

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 子どもの読書活動の意義	1
2 国・県の動向	1
3 本市の第一次計画期間における取組・成果・課題	2
（1）家庭における子ども読書活動の取組	2
（2）地域における子ども読書活動の取組	3
（3）学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の取組	4
（4）学校・関係機関・団体等との連携における子ども読書活動の取組	6
第2章 第二次計画の基本的な考え方	8
1 子ども読書活動の推進でめざす姿	8
2 基本方針	9
（1）家庭・地域・学校等それぞれの機能や特性を活かした読書活動の推進	9
（2）取組を行う関係機関や団体の連携の推進	9
（3）子どもの発達段階に応じた、読書に親しむことのできる環境づくり	9
3 計画の位置づけ	9
4 計画の推進に向けて	9
5 取組の期間	10
6 推進体制	10
第3章 第二次計画推進のための方策	11
1 家庭における子ども読書活動の推進	11
2 地域における子ども読書活動の推進	12
3 学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の推進と連携	14
4 小田原ゆかりの文学を通じた子ども読書活動の推進	14
5 新たな図書施設の中での子ども読書活動の推進	15
○計画の体系図	17
○計画事業一覧	18
○用語解説	19
○「子どもの読書活動に関するアンケート」の結果	21

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）」の基本理念では、子どもの読書活動について、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と明示されています。

子どもたちの知性の地平を拓き、子どもたちの世界を豊かにし、子どもたちが健やかで心豊かに人生を生きていくために、その成長過程で、本に触れ、本を読むことは、大きな意義を持っています。

今日では、時間に追われるくらい忙しすぎる日常を送る子どもたちも、少なくありません。こうした生活の中で、本に触れる時間は、大変貴重な時間です。その貴重な機会に、子どもの成長過程において、その時期でなければ楽しむことのできない大切な一冊に出会えるように、家庭・地域・学校等が連携・協力して子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

2 国・県の動向

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

国においては、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）を定め、家庭・地域・学校等の連携・協力を重視した施策に取り組みました。平成20年3月には、第一次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第二次基本計画を定めました。平成25年5月には、第二次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、新たに、第三次基本計画を策定しました。

神奈川県においては、平成16年1月に「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」（第一次計画）を、平成21年7月には「第二次計画」を策定し、家庭や地域、学校、あるいは市町村や社会教育関係団体等における子どもの読書活動の推進を図るため、さまざまな取組を実施してきました。平成26年4

月には、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子どもたちの読書活動をさらに推進し、すべての子どもが本に親しみ、自主的に読書を行えるよう、「第三次計画」を策定しました。

3 本市の第一次計画期間における取組・成果・課題

本市では、平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」および平成16年の「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」において、市町村の役割とされた、「地域の特色に応じた読書活動の取組、家庭・地域・保育所・幼稚園・小中学校等における関係機関・団体等への連携・協力」に基づき、これまで本市が取り組んできた子どもの読書活動の推進に関する取組の成果や課題を検証・抽出し、整理・体系化することによって、今後、子どもをとりまく様々な生活の舞台において読書活動が一層推進されることを目的に、「小田原市子ども読書活動推進計画」（第一次計画）を平成22年9月に策定しました。

第一次計画では、策定から概ね5年間を取組期間として定め、家庭・地域・学校等がそれぞれの機能や特性を活かした読書活動を推進するとともに、お互いに連携を図り、読書に親しむことのできる環境を整えることにより、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進することを計画のめざす姿として取り組みました。

また、第一次計画期間の最終年に当たる平成27年9月から10月に、幼稚園、保育所、小中学校を通じてアンケート調査（子どもの読書活動に関するアンケート）を実施しました。第一次計画策定前に実施した子ども読書活動実態調査（平成19年度実施）での子どもの読書活動の実態と比較して、第一次計画期間における取組の成果と課題を検証しました。

（1）家庭における子ども読書活動の取組

「家庭における家族の読書（家読（うちどく））」を推進するために、家読スローガン「家庭から未来をひらく1ページ」を定め、広く啓発するとともに、絵本の選び方や絵本の読み方の案内、絵本の紹介を行いました。乳幼児のいる家庭において、読書をしない子どもの割合や家庭で読み聞かせをしない保護者の割合、読書をしない保護者の割合がいずれも増加しました。今後は、絵本等の紹介による家読の啓発を継続して行うとともに、多忙な子育て世代が本に触れる機会を増やすために、身近に本がある環境を整備する必要があります。

このような状況の中、図書館では、読み聞かせボランティアや学校等で読み聞かせに参加を希望する方の育成のために継続して実施してきた、読み聞かせボランティア養成講座を、読み聞かせの趣旨を踏まえ、子育て世代の保護者を

対象とした読み聞かせ講座として平成27年度より新たに開催し、多くの参加者を得ました。今後も、家庭での読書環境を支援するために、継続して実施していく必要があります。

乳幼児のいる家庭での読書の状況

項目	平成19年度	平成27年度
読書をしない子どもの割合	10.8%	21.8%
読み聞かせをしない保護者の割合	14.0%	21.3%
読書をしない保護者の割合	37.0%	49.4%

(2) 地域における子ども読書活動の取組

①図書館における子どもの読書活動の取組

図書館では、最も基本的な機能の一つである資料収集において、児童向け図書資料の充実を図るとともに、これらの図書資料の利用を促進するために、子どもの発達段階に応じたブックリストを作成し、幼稚園や保育所、小中学校、高等学校を通じて配布しました。配布に併せ、図書館ホームページにもブックリストを掲載しました。図書資料全体の貸出冊数が減少する中で、児童書と*ヤングアダルト向け図書の貸出冊数は、第一次計画の目標値は下回ったものの、増加しています。

図書資料の利用促進のための新たな取組として、平成26年度からは、0歳から高校生までを対象に、テーマごとに選書した絵本や児童書、ヤングアダルト向け図書をタイトルがわからないようにパッケージした「としょかんお楽しみぶくろ」の貸出を実施しました。この取組は、普段自分では選ばないような本を手にするることによる、新たな読書への拡がりを目指したものです。また、*調べ学習への活用を推進するために、平成28年度からは、小学生を対象に、「図書館を使った調べる学習コンクール」を新たに実施しました。このような図書資料の利活用の拡がりを意識した取組を今後も継続して実施していく必要があります。さらに、図書館利用者層の中でも図書資料の利用が少ないヤングアダルト世代向けに対する利用拡大を図る新たな取組を実施する必要もあります。

図書館への来館を促進する取組として、ボランティア団体の協力のもと、絵本の読み聞かせやおたのしみ会、絵本展、おりがみ展等を継続して開催し、多くの参加者を得ています。これらのボランティア団体の支援として、各ボランティア団体との情報交換会を実施するとともに、連携した取組が継続して出来るようにする必要があります。

図書館の仕事を体験することを通じて、図書館への理解をより一層深めてもらうための取組として、*図書館こどもクラブや*一日図書館員、*図書館たんけん隊を継続して実施しました。また、中学生から高校生までの体験学習を積極的に受け入れるとともに、教職員の職場研修も多く受け入れ、情報交換の機会ともしました。これらの取組は、図書館への来館のきっかけにつながるため、今後も継続して実施する必要があります。

子どもの読書活動の推進や環境の充実について考える機会の提供を目的とした取組として、作家や子ども読書活動に携わっている関係者等を講師に招き、子どもの読書活動推進講演会を実施し、多くの参加者を得ています。

努力目標の達成状況

項目	平成21年度	計画期間中の目標値	平成27年度
児童書の年間貸出冊数	170,958冊	200,000冊	189,829冊
ヤングアダルト向け 図書の年間貸出冊数	6,241冊	10,000冊	7,645冊

※数値は市内図書館、ネットワーク館の個人貸出冊数の合計。児童書には絵本、紙芝居を含む。

②地域等における読書活動の支援

子どもたちの身近に本のある環境を整備するために、*放課後児童クラブや図書館分館、地区公民館、*地域文庫、*家庭文庫等に*自動車文庫による配本を継続して行いました。放課後児童クラブでは、多くの利用がありました。図書館分館では、利用者数・利用冊数ともに減少しています。また、地域文庫や家庭文庫の配本箇所も減少しています。地域の自主的な文庫活動に対して、継続的に支援をする必要があります。

図書館を利用しにくい地域に住む市民の利便性を向上させるため、かもめ図書館、市立図書館と市内のネットワーク館（マロニエ図書室、いずみ図書コーナー、こゆるぎ図書コーナー、尊徳記念館図書室、生涯学習センターけやき図書室、国府津学習館図書室）の図書資料の一元管理化を図りました。2つの図書館とネットワーク館全体での図書の利用冊数は減少していますが、利便性の向上に伴い、インターネットによる図書の予約等の利用件数は増加しました。

(3) 学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の取組

①学校における子どもの読書活動の取組

児童生徒の読書に対する意欲と関心を高めるための取組として、すべての小

中学校で朝の読書活動を継続して実施しました。また、*学校司書や図書ボランティアによる読み聞かせや*ブックトークなどを実施しました。これらの取組により、本を読む児童生徒の割合は増加しました。

学校図書館の充実のための取組として、平成23年度からすべての小中学校に週1日学校司書を配置し、さらに平成24年度からは週2日に配置日数を拡大しました。読書相談や学習支援をはじめ、図書ボランティアと連携した学校図書館の環境整備を進めることで、児童生徒の学校図書館の利用を促進しました。また、学校図書館の蔵書のデータベース化も開始しました。学校図書館を利用する児童の割合の増加や市内小中学校全体の*学校図書館の図書標準に対する充足状況の割合の増加など、その成果が表れている反面、学校図書館の蔵書整備に伴い、古い資料等の廃棄が進み、蔵書数が一時的に減少することにより、図書標準を充足していない学校が増えるなど、学校図書館の充実のための課題はあります。今後も児童生徒の読書活動推進に向け、学校司書と図書ボランティアが連携した取組を進めるとともに、学校図書館を充実するために、データベース化された蔵書データの活用方法の検討や図書標準をすべての小中学校で充足させていく必要があります。

本を読む児童生徒の割合

	平成19年度	平成27年度
小学生	88.5%	93.3%
中学生	83.5%	89.7%

学校図書館の利用頻度（毎日または週に1日以上利用する児童生徒の割合）

	平成19年度	平成27年度
小学生	32.3%	41.9%
中学生	13.6%	9.2%

小中学校全体の図書標準に対する充足状況

	平成21年度	平成27年度
充足状況割合	95.9%	107.4%

努力目標の達成状況

項目	平成21年度	計画期間中の目標値	平成27年度
学校図書館図書標準を充足している小中学校の割合	63.9%	100%	55.6%

②幼稚園・保育所における子どもの読書活動の取組

子どもの読書環境を充実させる取組として、施設内に絵本のコーナー等を設置して、子ども・保護者のみならず、地域の方への開放も行いました。地域の中の身近な場所に、本がある環境を整えることで、親子をはじめ地域ぐるみで絵本に親しむなど、地域の中での読書の拡がりを図ることができました。また、子どもが集中できるように施設内の環境を整えながら、地域の方やボランティアとの連携や協力により、絵本の読み聞かせを行いました。職員以外の方に絵本を読んでもらうことは、子どもにとって刺激を受け、興味を引くことにつながり、子どもたちは、静かに真剣に読み聞かせを聞くなど相乗効果を生み出しています。さらに、保護者に対しては、「園だより」等を通じて、子どもが興味を持つ絵本を紹介することにより、家庭での情報共有を図りました。

このように、多くの成果をもたらしている反面、幼稚園・保育所で提供している絵本が充足できていないこともあります。図書館からの自動車文庫による配本を受けている幼稚園はありますが、*団体貸出を利用している幼稚園・保育所はほとんどありませんでした。子どもの読書環境の充実のために、図書館からの団体貸出の利用を促進するなど、地域との連携・協力が不可欠になります。

③支援を必要とする子どもの読書活動の取組

福祉関係機関等との連携を図る取組として、図書館では、養護学校の児童生徒の施設見学や施設利用を積極的に受け入れ、ニーズの把握に努めました。養護学校内で利用する本の充足や図書館への来館が難しい利用者に対するサービスの拡充など、図書館との連携を推進して、子どもたちが本に触れる機会を増やしていく必要があります。

(4) 学校・関係機関・団体等との連携における子ども読書活動の取組

①学校と公共図書館との連携

図書館では、小学校の授業における図書館見学を積極的に受け入れ、図書館の利用促進を図りました。また、授業カリキュラムでの図書館資料の利活用を図る取組として、学校の団体登録を促進した結果、小中学校の団体登録数は、目標値には達しませんでした。増加しました。

学校図書館への図書館としての支援を推進するために、本市図書館協議会において調査研究を行い、学校図書館と公共図書館が効果的な連携を図るために、公共図書館が学校図書館に対して支援できることの着実な実施や学校図書館に対する適切な助言など、公共図書館の役割について、提案を受けました。図書

館に関わる全ての人たちが密接に連携し、学校図書館と公共図書館が補完し合える関係づくりが必要です。

努力目標の達成状況

項目	平成21年度	計画期間中の目標値	平成27年度
市内小中学校の団体登録率	50%	100%	75%

②県内公共図書館等及び国立国会図書館サービスの提供

本市の図書館及び県内の他の公共図書館が所蔵している図書資料をお互いに貸出・借受する相互貸借事業を継続して実施しました。貸出冊数・借受冊数ともに年々増加しています。

また、国立国会図書館の所蔵する資料の取寄せ及び文献の複写サービスを継続して提供しました。さらに、*デジタル化資料送信サービスや*歴史的音源配信提供サービスを新たに提供するなど、その充実を図りました。これらの本市以外の図書館との連携によるサービスの提供は、様々な情報に出会うために、今後も継続して実施していく必要があります。

③関係機関・団体等の連携・協力

図書館では、生涯学習施設や地域センターに対して、作成したブックリストや子どもの読書活動推進のための事業の情報提供を行いました。これらの情報は、紙媒体やホームページを中心に提供し、一定の利用や参加者を得ていますが、SNS等の効果的な利用など、子どもたちを引き付けられるように、より一層の工夫が必要です。

④子ども読書活動を推進する図書館以外の関連事業

図書館では、図書館以外の本市の各課が子どもを対象とした事業などを実施する際に、事業に関連した図書資料の貸出や図書館内での展示などの支援を通じて、事業目的が達成できるように相互に協力をしています。今後も子どもを対象にした事業をはじめ、本市の各課が実施する事業を通じて、子どもの読書活動に資するように各課との相互協力をするとともに連絡調整を図る必要があります。

第2章 第二次計画の基本的な考え方

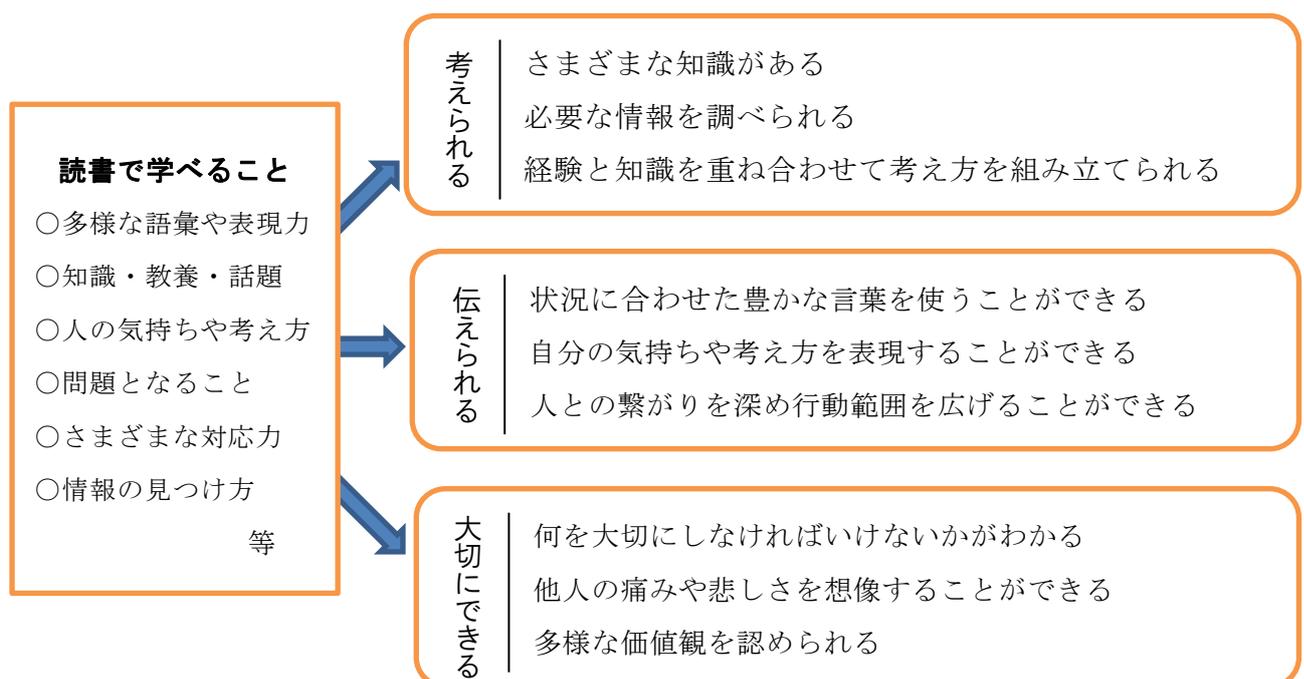
1 子ども読書活動の推進でめざす姿

第一次計画は、第1章に述べた「1 子どもの読書活動の意義」を前提として、「子どもをとりまく様々な生活の舞台において読書活動が一層推進されること」を目的として策定されました。このような子ども読書活動の意義や、推進の背景についての理解は、教育現場等では周知のことであっても、一般にその重要性が理解されているとは言いがたく、この関心の低さが、子どもの本離れに対する危機感を欠く一つの原因になっていると考えられます。

本計画では、第一次計画の目指した姿を一步進め、「子どもの読書活動が推進され、子どもがどのように成長することを期待しているか」を示すことで、読書活動が子どもの成長に与えるメリットを推進の動機付けにします。

読書は、子どもたちの様々な力を育てます。子どもたちは、将来にわたって、様々な場面や状況で、文章を読み、理解し、行動を起こすことが求められますが、そのために必要な読解力は、読書によって培われます。また、社会と関わっていくために必要なコミュニケーション力や共感力、表現力等の子どもたちが生きていくために必要な力を、読書は伸ばしてくれるのです。

本計画では、これらの力を身に付け「考えられる」「伝えられる」「大切にできる」子どもを育てていくことを目指します。



2 基本方針

(1) 家庭・地域・学校等それぞれの機能や特性を活かした読書活動の推進

子どもの読書活動が、子どもの日常の場である、家庭・地域・学校等いずれにおいても盛んに行われることが望まれます。そのためには、それぞれが機能や特性を活かしながら読書活動を推進し、子どもたちの身近に本があり、いつでも本を手にすることができる環境を整えていきます。

(2) 取組を行う関係機関や団体の連携の推進

家庭・地域・学校等それぞれの場面で、子どもたちは様々な顔を見せます。ここで、どのように過ごし、また、どのような本と接しているかという情報を関係機関や団体間で相互に共有し、役割分担を図りながら、相乗効果を生み出すように、公共図書館を中心とした連携の中で推進していきます。

(3) 子どもの発達段階に応じた、読書に親しむことのできる環境づくり

乳幼児期から、子どもが成長していく過程で、その発達段階に応じ、子どもの生活や興味は、どんどん変わっていきます。そうした中で、継続して読書に親しむことができるように、年代や発達段階を意識しながら読書環境を整え、働きかけていきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本市における子どもの読書活動の推進に関する「第二次計画」として策定します。また、平成29年度にスタートとなります。本市総合計画「おだわらTRYプラン」（後期基本計画）や「小田原市教育大綱」、「小田原市学校教育振興基本計画」、「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」との整合に努め、施策・事業間の調整・連携を図ります。

4 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたり、子どもの読書活動が効果的に推進されているかを客観的に測るため、次の6項目を数値目標として設定します。

項目	平成27年度	数値目標(平成34年度)
乳幼児のいる家庭での読書をしない子どもの割合	21.8%	10%
児童書の年間貸出冊数	189,829冊	200,000冊
ヤングアダルト向け図書の年間貸出冊数	7,645冊	10,000冊

項 目		平成 2 7 年度	数値目標(平成 3 4 年度)
本を読む児童生徒の割合	小学生	93.3%	98%
	中学生	89.7%	95%
学校図書館図書標準を充足している小中学校の割合		55.6%	80%
団体登録率	幼稚園・保育所	14%	60%
	小中学校	75%	100%

5 取組の期間

計画の実施期間は、本計画に基づく事業を確実に推進する上で、本市総合計画「おだわらTRYプラン」（後期基本計画）に合わせ、平成29年度から平成34年度までの6年間とします。

6 推進体制

図書館を中心とする子ども読書活動にかかわる事業を担当している本市の関係各課や、家庭、学校・幼稚園・保育所等、関係機関・団体等がそれぞれの機能や特性を活かすとともに、相互に連携・協力を図り、子どもの成長発達の段階に合わせ、体系的に子どもの読書活動を推進していきます。

第3章 第二次計画推進のための方策

家庭・地域・学校等がそれぞれの機能や特性を活かし、相互に連携・協力して子どもの読書活動を積極的に推進し、0歳から18歳までの子どもたちへ、素晴らしい本との出会いの機会を提供していきます。

1 家庭における子ども読書活動の推進

子どもを本好きにし、読書習慣を付けていくためには、子どもが一番はじめに本と出会う場である家庭の役割が非常に重要です。子どもにとって最も身近な存在である保護者自身が読書を楽しみ、家庭の中で読み聞かせをしたり、子どもといっしょに本を読んだりするなど、幼いころから子どもが日常的に本と出会い、読書を楽しむことができる環境をつくることは、その後の子どもの自主的な読書活動に大きな影響を与えます。また、「家庭における家族の読書(家読：うちどく)」等、家庭での読書活動の取組は、子どもの読書活動を推進するだけでなく、家族のコミュニケーションを深めることにも繋がります。家読が日々の家庭生活の中に位置づけられるように推進するとともに、子どもの言語力や思考力、判断力、表現力等を高めるために、「小田原市学校教育振興基本計画」における家庭学習の推進の施策と連携し、家庭での読書活動を推進します。

○「家読（うちどく）」の推進

家庭における子ども読書活動の重要性を広く理解してもらうため、第一次計画から引き続き、「家読（うちどく）」の取組を推進します。子育て関連部署等と連携し、情報紙やチラシ等により、家族みんなで好きな本を読んで、読んだ本について話し合う「家読」について周知し、家庭での定着を図ります。また、あわせて「家読」に向けたおすすめ本等を紹介します。

○ブックリストの作成と活用

家庭で本を選ぶ際の参考や、子どもが読書するきっかけとなるように、子どもの発達段階に応じたブックリストを作成し、図書館及び関連施設で配布します。

○乳児と保護者への啓発事業

子どもと保護者が絵本を介して、ゆっくりと心触れあうひとときを持つきっかけや子どもと本をつなぐきっかけを作り、身近に本がある環境を整備するための方策の実施に向けて、本市関連部署との連携を推進します。

○読み聞かせ講座の実施

家庭での読書環境を支援するために、子育て世代の保護者を対象にした読み聞かせ講座を継続して実施します。

○家庭教育講座との連携

社会教育の一環として、学校や幼稚園、保育所の保護者等を対象に開かれる家庭教育学級等において、子ども読書の意義や、進め方に関する研修を実施します。

2 地域における子ども読書活動の推進

図書館は、地域の知的基盤として地域住民の学習活動を支援するとともに、地域の情報拠点となっています。子どもにとって図書館は、読みたい本を自由に手に取り、読書の楽しみを知る場であり、調べ学習などで情報を集めたり、問題解決のヒントを得たりすることを通じ、読解力や情報活用能力を身につける事ができる場です。保護者にとっても、子どもに読ませたい本の選択や相談のできる場となっています。

また、図書館では、子どもやその保護者を対象に、読み聞かせ会や講座、展示会等を実施して読書活動のきっかけを提供するほか、それらに関わるボランティアの活動機会や場所の提供を行っています。地域での子どもの読書活動を支えていくため、地域のボランティアグループを支援し、人材を育成していきます。

さらに、図書館では、子どもたちの読書習慣の定着を図るために「小田原市学校教育振興基本計画」における読書活動の充実の施策と連携し、子どもの読書活動を推進します。

○図書資料の充実

発達段階に応じた図書資料（乳幼児向け、児童向け、ヤングアダルト向け）の充実を図ります。

○図書資料の利用促進

子どもたちに、新たな読書の広がりを提供するため、「としょかんお楽しみぶくろ」の貸出を継続して実施します。また、「図書館を使った調べる学習コンクール」等も継続して実施し、調べ学習への図書資料の活用を促進します。

○ブックリストの作成と活用（再掲）

発達段階に応じたブックリストを作成し、図書館及び関連施設で配布します。

○図書館への来館促進

ボランティア団体の協力を得て、絵本の読み聞かせやおたのしみ会、絵本展、おりがみ展等を継続して実施し、子どもや保護者が図書館に来館するきっかけを

多くつくります。

○ボランティア団体との連携と支援

読書に関わるボランティア活動を行っている市民グループのネットワーク化や情報交換を行う場を提供し、知識の共有やレベルアップを図ります。

○児童行事の充実

学習や遊びを通して図書館への理解を一層深めてもらうため、一日図書館員等の児童行事を充実させます。

○職場体験・体験学習の受け入れ

学校の体験学習を積極的に受け入れ、中学生や高校生に図書館を理解し親しんでもらえる機会を提供していくことで、読書活動の推進を学校に広めるリーダー的役割を果たす子どもを育むよう努めます。

○読書活動推進講演会の実施

作家や子ども読書活動に携わっている関係者等を講師に招き、子どもの読書活動の推進や環境について考える機会を提供します。

○地域等における読書活動の支援

子どもたちに身近な読書環境を整備するために、放課後児童クラブや地域の自主的な文庫活動に対して、自動車文庫による配本を実施し、継続して支援します。

○支援を必要とする子どもの読書活動の推進

養護学校の児童生徒の見学や施設利用を引き続き受け入れるとともに、*CDブックや触れて楽しむ本等の充実に努めます。また、学校や関係施設、支援団体と情報を共有し、子どもの心の支えとなる本との出会いの場として、他の来館者にも配慮しながら見守っていきます。

○国際化を見据えた読書活動の推進

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを控え、国際社会の一員としての自覚と知識を身に付けられるように、諸外国や日本文化を紹介する図書を充実させます。また、外国語の絵本を充実させ、読み聞かせ等を通じて外国語に親しむ機会を設けるとともに、日本語を母国語としない子どもたちでも楽しめるよう配慮していきます。

○図書館員の資質向上

子どもの発達段階に応じた図書の選書や読書指導等のために、児童やヤングアダルト用図書を含む図書資料に関する広範な知識を習得します。また、子どもの読書活動に関する案内や相談に対応するための研修等に参加し、子どもの読書活動を支援する図書館員の資質・能力の向上を図ります。

3 学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の推進と連携

幼稚園と保育所は、乳幼児期の子どもが読書に親しむ活動を積極的に行うことを期待されています。また、学校は子どもが生涯に渡る読書習慣を身に付ける上で大きな役割を担っており、発達段階に応じた読書指導を充実させ、読書量だけでなく、読書の質についても高めていくことが期待されています。

「小田原市学校教育振興基本計画」に基づいた、学校司書と図書ボランティアとの連携をはじめ、地域の方やボランティアとの連携や協力を進めることで、子どもの読書活動の充実を図ります。

○学校における読書活動の推進

朝の読書活動を継続して実施し、子どもの読書の習慣化に取り組みます。また、ボランティア等と連携し、読み聞かせ、ブックトーク等を実施していきます。

○学校図書館の充実

学校司書の計画的な配置を継続して行うとともに、図書ボランティアと連携した学校図書館の環境整備を更に推進して、児童生徒の利用を促進します。

また、データベース化を図っている学校図書館の蔵書情報の利活用を検討します。

○幼稚園や保育所における読書活動の推進

幼稚園や保育所において、乳幼児が絵本や読書に親しむ活動が一層充実するよう、絵本コーナー等の設置や、図書館の団体貸出を利用し、保護者や園児の読書環境を整えます。ボランティア等と連携を図り、子育て支援の観点も踏まえ、保護者への読書活動の意義や大切さの普及に努めます。

4 小田原ゆかりの文学を通じた子ども読書活動の推進

小田原は、近代文学の魁である北村透谷、詩人として名高い北原白秋など、数多くの文人が生まれ、居を構えました。作品の中には、小田原が登場し、今も、その風趣を味わうことができる景色が残されているものも少なくありません。こうした小田原ゆかりの文学者や作品を知ることで、小田原ならではの知識や、郷土への愛着が身につく、豊かな文学的風土のまちに育つ子どもとして、読書の幅を広げていくような働きかけをします。

○小田原文学館への来館促進

本市南町にある小田原文学館は、登録有形文化財でもある歴史的建造物を活用し、小田原の文学について学べる施設です。この存在を広く周知し、子どもたち

の来館を促進していきます。

○小田原ゆかりの童謡・詩歌の普及

大正期に小田原に居住した北原白秋は、この時期の童謡運動を牽引する存在で「からたちの花」「ペチカ」「この道」など、教科書にも多く採用されている作品を小田原在住時代に創作しました。また、「めだかの学校」や「みかんの花咲く丘」など小田原ゆかりの童謡は数多くあります。童謡を耳にする機会を増やし、親しみ、歌い継いでいくことで、文学への扉を広げていきます。

詩や俳句、短歌などは、情緒豊かな言葉遣いや表現方法を通じて、豊かな表現力を育てることができます。自分で書き写したり、朗読したりする体験を通し深く味わう機会を増やします。三好達治や藤田湘子など教科書でも取り上げられる小田原ゆかりの詩人や俳人の作品や、小田原を訪れ、小田原の風景を詠んだ詩歌を、子どもたちに紹介していきます。

○小田原が登場する作品等の紹介

文学作品の中で、自分が知っている風景や事柄に出会うと、その作品に親しみがわき、より印象が深く、作品の世界を感じることができるものです。小田原を舞台にした作品や、小田原ゆかりの人物が登場する作品を、展示やブックリスト、ブックトークなどの機会に積極的に取り上げ、読書のきっかけづくりをします。

5 新たな図書施設の中での子ども読書活動の推進

「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」では、「アクセスしやすい出会う図書館」を小田原駅前の新たな図書施設におけるコンセプトとし、その役割の一つとして「次世代の育成」を掲げています。利用しやすい読書環境の整備に併せて、図書資料の利用が少ないヤングアダルト世代の利用促進に向けて、事業を展開します。

○図書施設への誘い

図書館は、誰でも利用することができ、様々な情報に出会える公共施設です。近年は、家庭や学校に次ぐ「第三の場（サード・プレイス）」としての役割も注目されており、自分自身の充電を図る憩いの場として利用する人も増えてきました。図書館に足を運び、その雰囲気や親しみながら、本と出会い、読みたい本を探し、手に取ってもらうため、子どもたちが利用している新しいメディアなどを活用し、来館を喚起するような情報発信や子どもの読書への意欲を促進します。

○子育て世代、子ども連れの来館の促進

子どものころから図書館に親しむことは、読書活動の推進に大きく寄与するも

のですが、小さな子どもを連れての外出は、子どもの言動や行動など保護者が気を遣うことが多くあります。新たな図書施設では、子ども連れでも気兼ねなく来館できるよう配慮した施設にすることで、子育て世代の来館を促します。また、来館者が、新たな気づきを得て、本により親しみが持てるように展示の工夫や子育て世代向けの事業を実施することで、繰り返し来館されるよう務めます。

○ヤングアダルト世代を対象とした事業の実施

これまで、中高生を対象とする図書館事業は、体験学習を中心に実施しているため、参加できる中高生は限られていました。一方、自習目的で図書館を訪れる中高生は多くおり、新たな図書施設では、こうした中高生の来館が期待されます。来館した中高生が、次のステップとして、心に残る本と出会えるように、それぞれにあった本を推薦していくとともに、*ビブリオバトルなど訴求力が強い事業を実施し、中高生の参加を増やします。

計画の体系図

基本的な考え方

子ども読書活動の推進でめざす姿

考えられる

伝えられる

大切にできる

基本方針

- | |
|-------------------------------------|
| (1) 家庭・地域・学校等それぞれの機能や特性を活かした読書活動の推進 |
| (2) 取組を行う関係機関や団体の連携の推進 |
| (3) 子どもの発達段階に応じた、読書に親しむことのできる環境づくり |

数値目標

- | | | |
|--------------------------|---------|----------|
| ①乳幼児のいる家庭での読書をしない子どもの割合 | | 10% |
| ②児童書の年間貸出冊数 | | 200,000冊 |
| ③ヤングアダルト向け図書の年間貸出冊数 | | 10,000冊 |
| ④本を読む児童生徒の割合 | 小学生 | 98% |
| | 中学生 | 95% |
| ⑤学校図書館図書標準を充足している小中学校の割合 | | 80% |
| ⑥団体登録率 | 幼稚園・保育所 | 60% |
| | 小中学校 | 100% |

推進のための方策

- 1 家庭における子ども読書活動の推進
- 2 地域における子ども読書活動の推進
- 3 学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の推進と連携
- 4 小田原ゆかりの文学を通じた子ども読書活動の推進
- 5 新たな図書施設の中での子ども読書活動の推進

計画事業一覧

事業項目		関係機関等
家庭における 子ども読書活動の推進	「家読（うちどく）」の推進	生涯学習課 図書館 健康づくり課 子育て政策課
	ブックリストの作成と活用	
	乳児と保護者への啓発事業	
	読み聞かせ講座の実施	
	家庭教育講座との連携	
地域における 子ども読書活動の推進	図書資料の充実	図書館 ネットワーク館
	図書資料の利用促進	
	ブックリストの作成と活用（再掲）	
	図書館への来館促進	
	ボランティア団体との連携と支援	
	児童行事の充実	
	職場体験・体験学習の受け入れ	
	読書活動推進講演会の実施	
	地域等における読書活動の支援	
	支援を必要とする子どもの読書活動の推進	
	国際化を見据えた読書活動の推進	
図書館員の資質向上		
学校・幼稚園・保育所における 子ども読書活動の推進と連携	学校における読書活動の推進	保育課 保育所 教育指導課 幼稚園 小中学校
	学校図書館の充実	
	幼稚園や保育所における読書活動の推進	
小田原ゆかりの文学を通じた 子ども読書活動の推進	小田原文学館への来館促進	図書館
	小田原ゆかりの童謡・詩歌の普及	
	小田原が登場する作品等の紹介	
新たな図書施設の中での 子ども読書活動の推進	図書施設への誘い	図書館
	子育て世代、子ども連れの来館の促進	
	ヤングアダルト世代を対象とした事業の実施	

用語解説

※ヤングアダルト

児童と成人の間に位置する主に中学生・高校生の読者あるいは利用者。YAと略して使用することもある。

※調べ学習

児童・生徒が課題について、図書館を利用したり、聞き取り調査をしたりして結果をまとめること。

※図書館こどもクラブ

小学生を対象に、図書館の仕事、絵本づくり等の体験や学習や活動を通じて図書館への一層の理解を深めてもらうことを目的とした図書館行事。

※一日図書館員

夏休み期間中に、小学校4～6年生を対象として、図書館の仕事を体験することにより、図書館をさらに身近なものとするを目的とした図書館行事。

※図書館たんけん隊

夏休み期間中に、小学校1～3年生を対象として、図書館内の見学や壁面おりがみの製作などを行い、図書館の利用方法を理解することを目的とした図書館行事。

※放課後児童クラブ

保護者の就労や疾病などにより、放課後の家庭において健全な育成を受けられない小学生を対象に、生活や遊びの場を提供する制度。

※地域文庫

地域の自治会やPTAなどのグループが地域の施設等で子どもを対象に図書の貸出等を行う私設の図書館。

※家庭文庫

個人の篤志家が自宅を開放し、子どもを対象に図書の貸出等を行う私設の図書館。

※自動車文庫

図書館サービスを市全域に提供するため、図書館分館や配本所に定期的に図書資料の配本を行う事業。

※学校司書

学校図書館の充実を図り、児童や生徒、教員の学校図書館の利用促進のため、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員。

※ブックトーク

子どもや成人の集団を対象に、特定のテーマに沿ってあらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

※学校図書館の図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として平成5年3月に文部科学省が各種学校（小・中学校、特別支援学校等）の学級数に応じた蔵書の標準冊数を定めたもの。

※団体貸出

幼稚園・保育所・小中学校等やその他の団体に対して、貸出冊数や貸出期間の上限を100冊（その他の団体は50冊）、1か月として図書資料等の貸出をする制度。

※デジタル化資料送信サービス

国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を国立国会図書館の承認を受けた図書館等の館内で利用できるサービス。

※歴史的音源配信提供サービス

歴史的音盤アーカイブ推進協議会（HiRAC）がデジタル化した、1900年初頭から1950年頃までに国内で製造されたSP盤及び金属原盤等に収録された音楽や演説等の約5万の音源のうち、インターネット上で一般公開されていない音源を、国立国会図書館の配信提供に参加している図書館等の館内で利用できるサービス。

※CDブック

主に書籍を朗読したものを録音した音声媒体。

※ビブリオバトル

参加者が面白いと思った本を紹介し合い、参加者全員でディスカッションを行い、最後に一番読みたくなった本を投票で決めるゲーム。（書評合戦）。

「子どもの読書活動に関するアンケート」の結果

1 調査の概要

(1) 調査の目的

「第二次小田原市子ども読書活動推進計画」の策定に当たり、幼稚園・保育所の園児の保護者や小中学校の児童生徒を対象にアンケート調査を行うことにより、平成22年9月に策定した「小田原市子ども読書活動推進計画」の成果を検証し、第二次計画策定の基礎資料とするために実施する。

(2) 実施方法

調査対象校にアンケート用紙を配布し、幼稚園・保育所、小中学校ごとに実施・回収する。

(3) 調査対象

- ①調査対象 小田原市内の公立幼稚園・保育所、小中学校
(幼稚園6園、保育所6園、小学校25校、中学校11校)
幼稚園・保育所は園ごとに15人
小中学校は各学年1クラス
- ②対象学年等 幼稚園・保育所 0～6歳
小中学校 全学年

(4) 調査期間

平成27年9月17日～10月16日

(5) サンプル数

①幼稚園・保育所 169人

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
人数	1人	5人	9人	17人	37人	60人	40人	169人

②小学校 4,315人

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
人数	674人	684人	708人	695人	765人	789人	4,315人

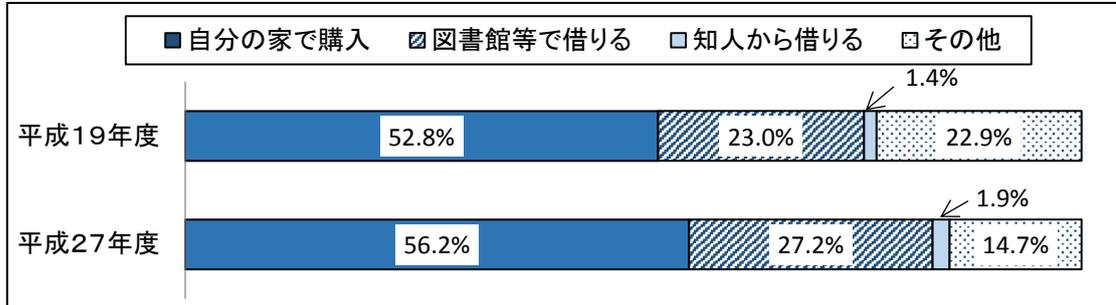
③中学校 1,069人

学年	1年	2年	3年	合計
人数	368人	356人	345人	1,069人

2 調査の結果

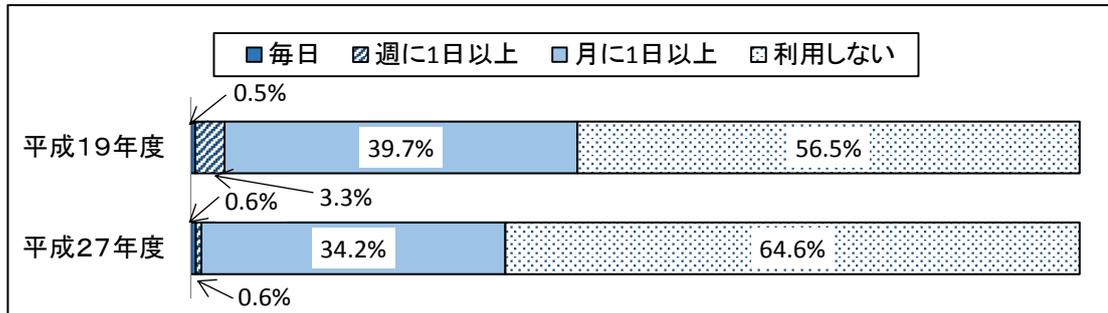
(1) 幼稚園・保育所の園児の保護者

①お子さんの読書のための本は、どのようにされていますか



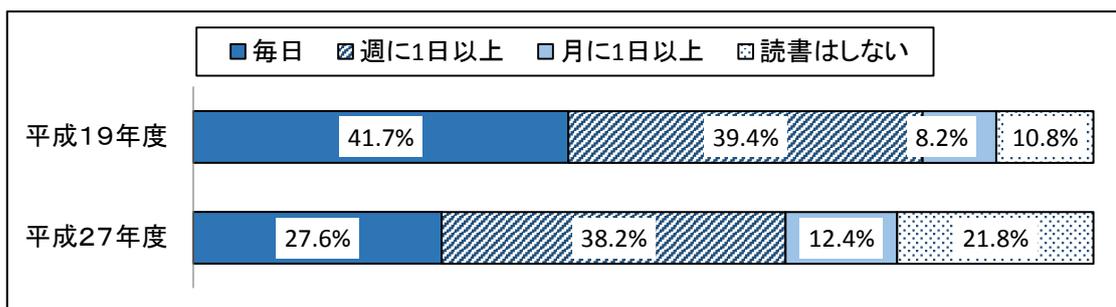
56.2%の家庭が、子どもの本を「自分の家で購入」していると回答しており、保護者が子どもに本を提供している割合は、平成19年度に比べて、3.4ポイント増加しています。また、「図書館等で借りる」家庭も27.2%となり、平成19年度に比べて、4.2ポイント増加しています。

②お子さんの市立図書館・かもめ図書館・ネットワーク館の利用状況を教えてください



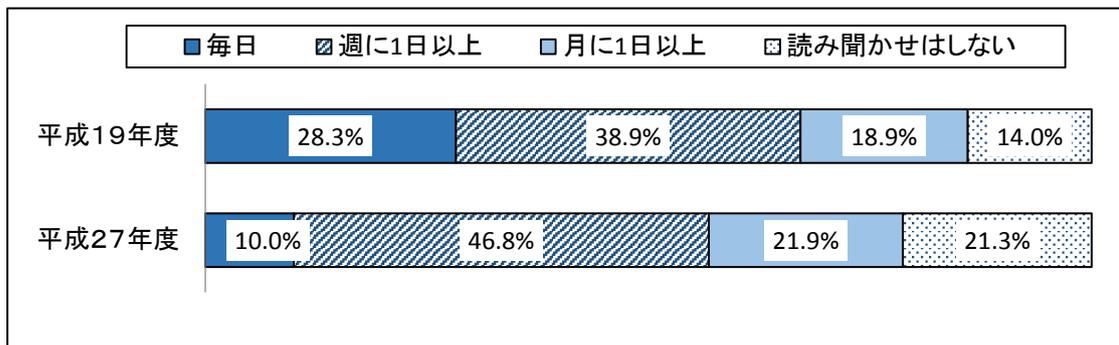
「月に1日以上」図書施設を利用する子どもの割合は、34.2%となり、平成19年度に比べて、5.5ポイント減少していますが、64.6%の子どもが「図書施設を利用しない」と回答しており、平成19年度より、8.1ポイント増加しています。利用しない理由として、「家の身近に図書施設がないため利用しにくい。」といった意見が多くありました。

③お子さんはどのくらい読書をされていますか



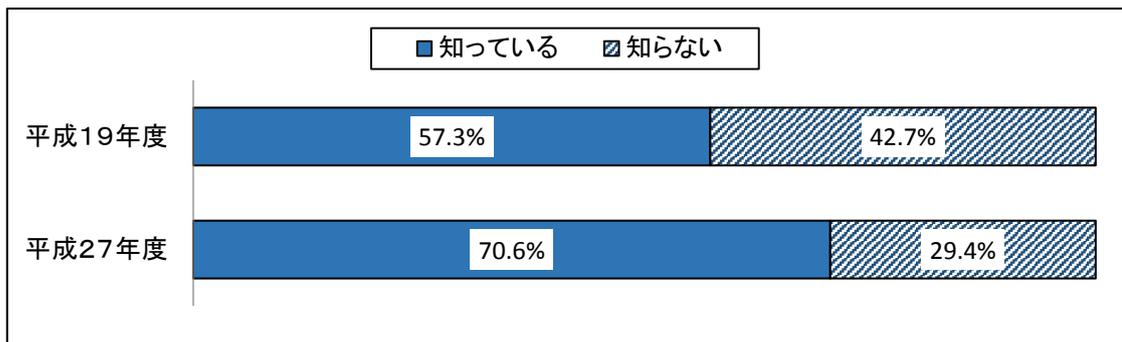
「毎日」読書をする子どもの割合は27.6%となり、平成19年度に比べて、14.1ポイント減少しています。また、「読書はしない」子どもの割合は、21.8%となり、平成19年度に比べて、11ポイント増加しています。

④お子さんに読み聞かせをされていますか



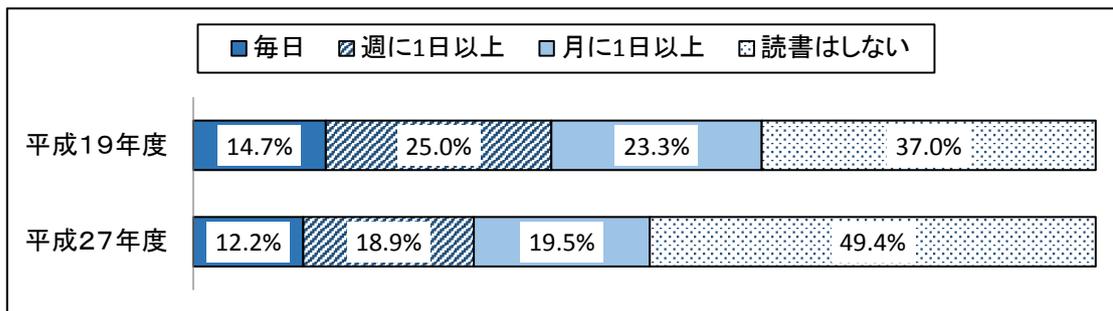
「毎日」読み聞かせをしている家庭は、10.0%となり、平成19年度に比べて、18.3ポイント減少しています。また、「読み聞かせはしない」家庭は、21.3%となり、平成19年度に比べて、7.3ポイント増加しています。子どもの就寝時間の優先や親の就労時間の影響で読み聞かせに充てる時間が取れない等の意見がありました。

⑤市立図書館・かもめ図書館・けやき図書室で実施している絵本の読み聞かせをご存じですか



図書館等で実施している絵本の読み聞かせを「知っている」と回答した保護者の割合は、70.6%ありました。平成19年度に比べて、13.3ポイント増加しています。

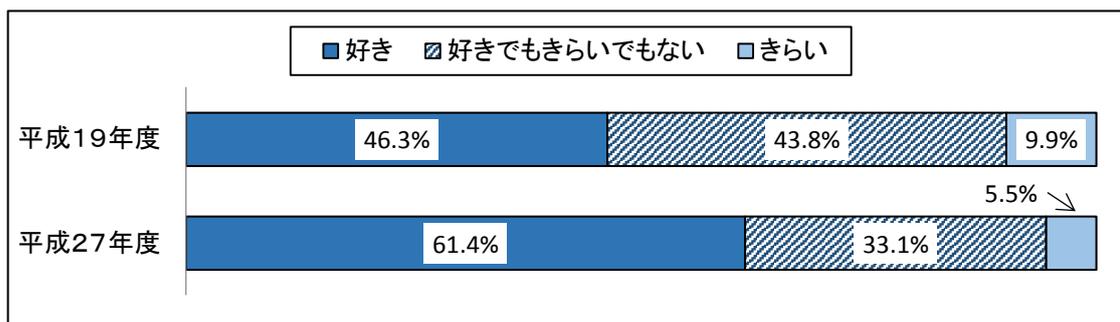
⑥あなた自身は読書をされていますか



「毎日」読書をする保護者の割合は、12.2%となり、平成19年度に比べて、2.5ポイント減少しています。また、「読書はしない」保護者の割合は、半数近い49.4%となり、平成19年度に比べて、12.4ポイント増加しています。

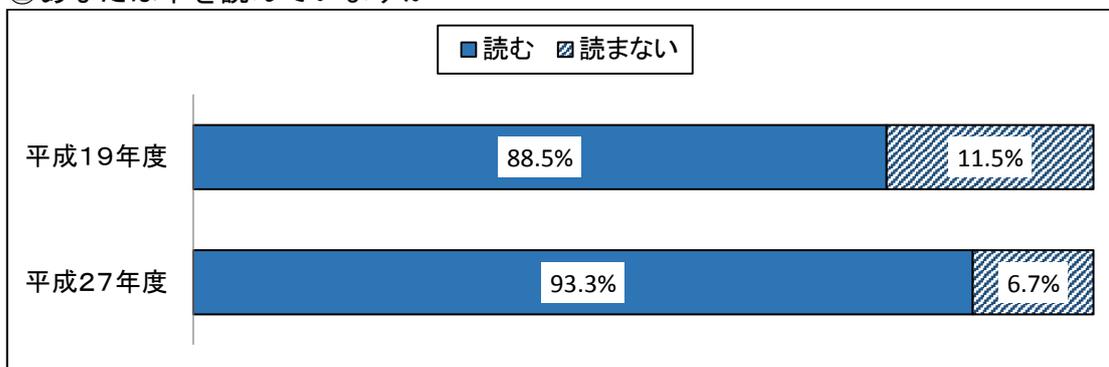
(2) 小学生

①読書をすることは好きですか



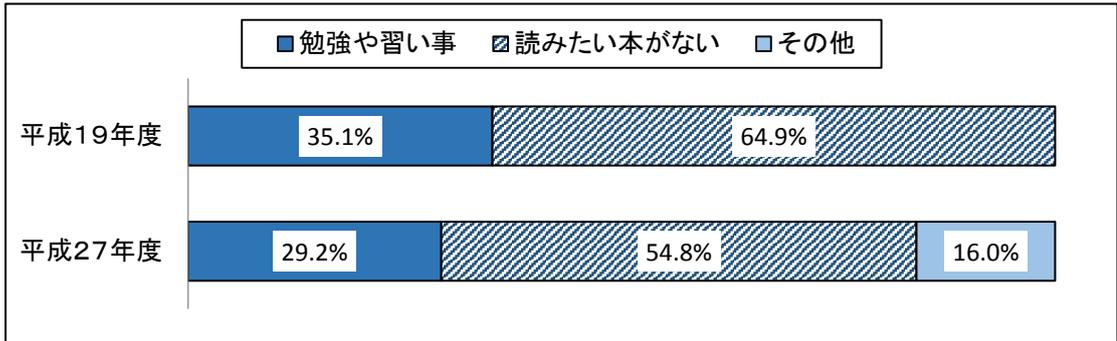
読書をするのが「好き」な児童の割合は、61.4%となり、平成19年度に比べて、15.1ポイント増加しています。また、読書が「きらい」な児童の割合は、5.5%となり、平成19年度に比べて、4.4ポイント減少しています。

②あなたは本を読んでいますか



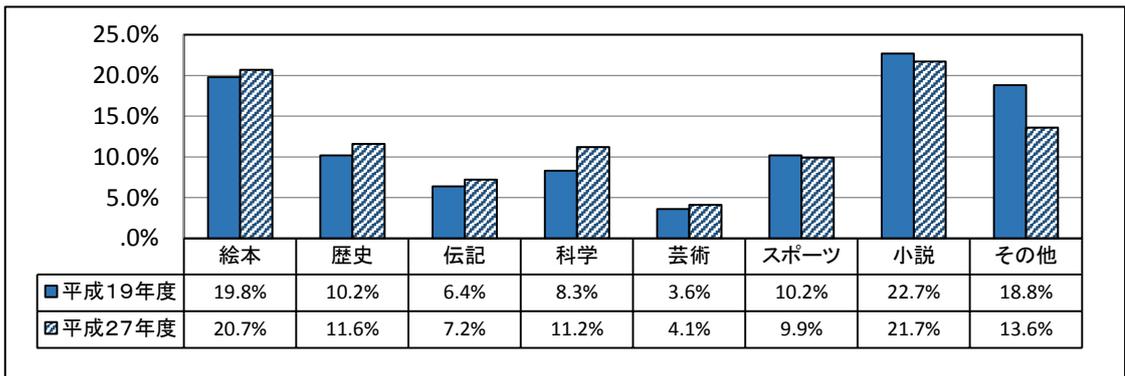
本を「読む」児童の割合は、93.3%となり、平成19年度に比べて、4.8ポイント増加しています。

③本を読まないのはなぜですか



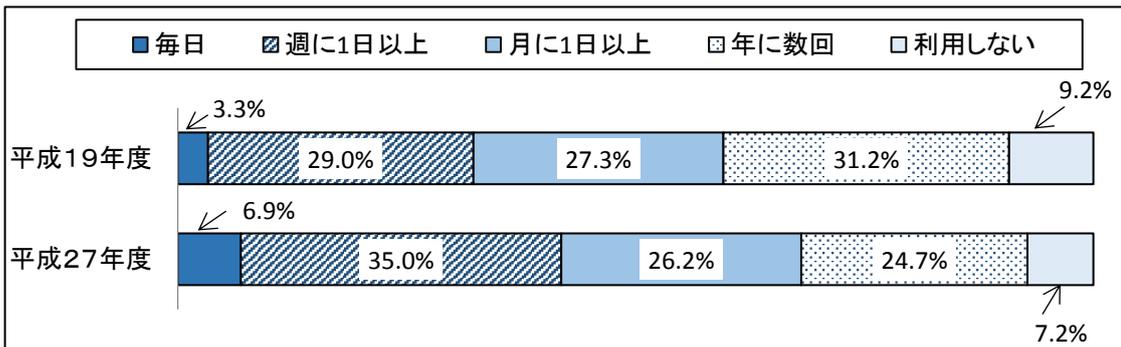
調査項目を追加したため、正確な比較はできませんが、「勉強や習い事」や「読みたい本がない」ため、本を読まない児童の割合は、それぞれ、29.2%、54.8%となり、平成19年度に比べて減少しています。「その他」の理由では、「読書に興味がない」や「身近に本がない」、「運動やスポーツを優先している」などがありました。

④あなたはどのような本を読みますか



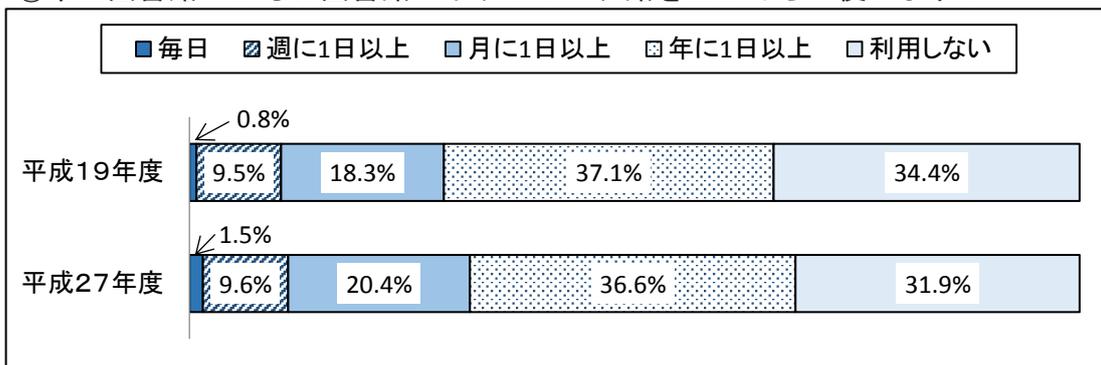
「科学」の分野の本を読む児童の割合が11.2%となり、平成19年度に比べて、2.9ポイント増加していますが、児童が読む本のジャンルの大きな変化はありませんでした。

⑤学校の図書室をどのくらい使いますか



「毎日」と「週に1日以上」学校の図書室を利用する児童の割合は、それぞれ6.9%、35.0%となり、平成19年度に比べて、増加しています。また、「年に数回」や「利用しない」はそれぞれ24.7%、7.2%となり、平成19年度に比べて減少しています。

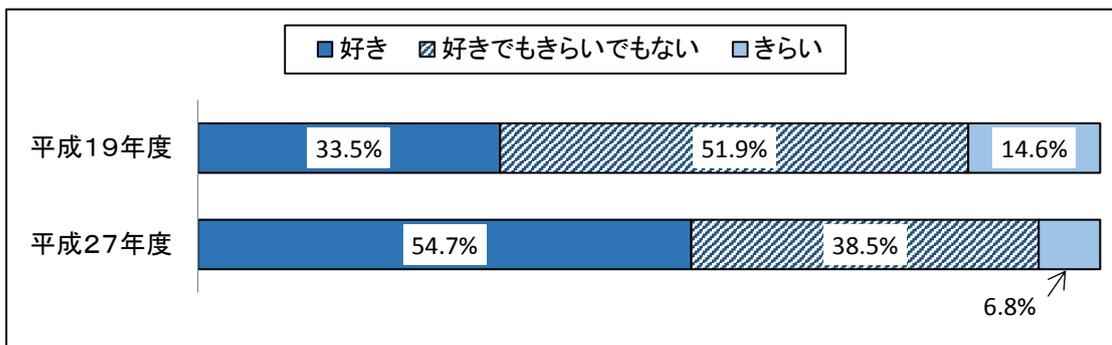
⑥市立図書館・かもめ図書館・ネットワーク館をどのくらい使いますか



市内の図書施設を「利用しない」児童の割合は31.9%となり、平成19年度に比べて、2.5ポイント減少しています。「毎日」と「週に1日以上」利用する児童の割合は、それぞれ1.5%、9.6%で平成19年度とほぼ同じ割合でした。

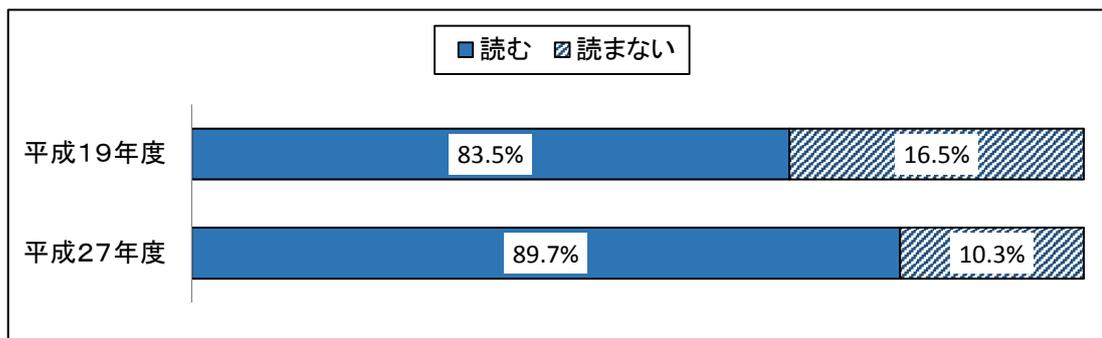
(3) 中学生

①読書をすることは好きですか



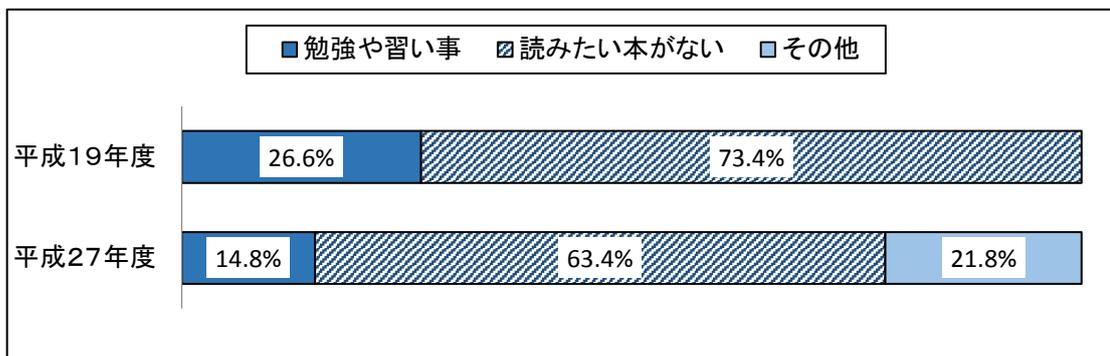
読書をするのが「好き」な生徒の割合は、54.7%となり、平成19年度に比べて、21.2ポイント増加しています。また、読書が「きらい」な生徒の割合は、6.8%となり、平成19年度に比べて、7.8ポイント減少しています。

②あなたは本を読んでいますか



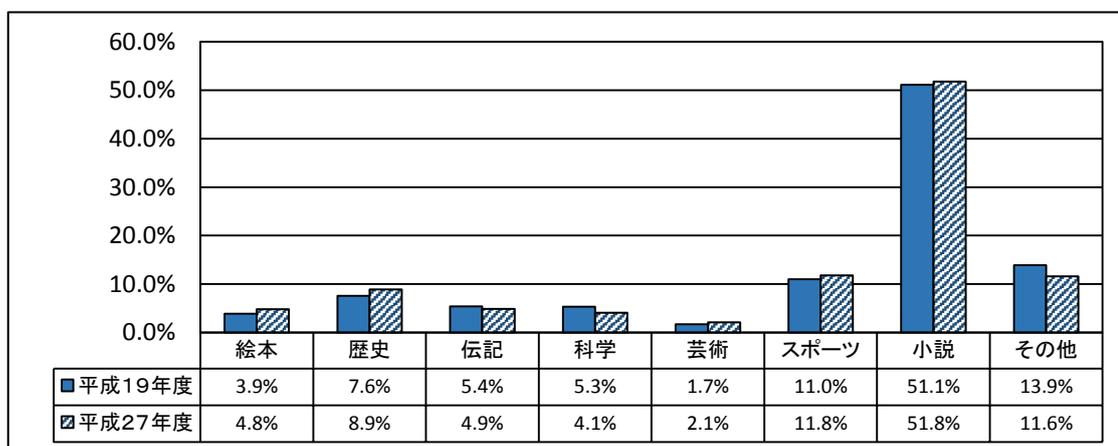
本を「読む」生徒の割合は、89.7%となり、平成19年度に比べて、6.2ポイント増加しています。

③本を読まないのはなぜですか



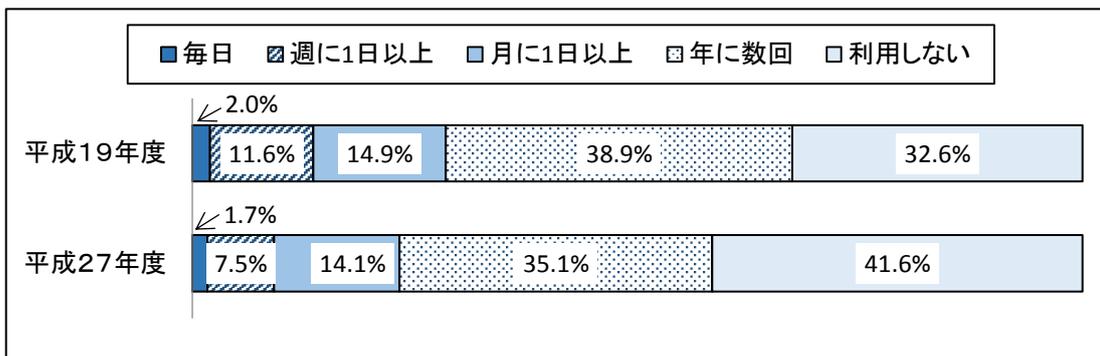
調査項目を追加したため、正確な比較はできませんが、「勉強や習い事」や「読みたい本がない」ため、本を読まない生徒の割合は、それぞれ、14.8%、63.4%となり、平成19年度に比べて減少しています。「その他」の理由では、「読書に興味がない」や「読書をしている時間がない」などがありました。

④あなたはどのような本を読みますか



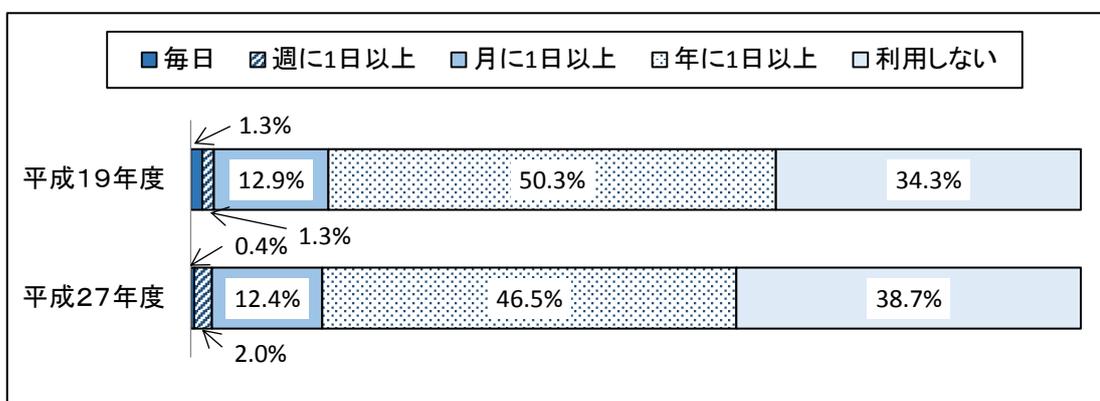
「科学」の分野の本を読む生徒の割合が4.1%となり、平成19年度に比べて、1.2ポイント減少していますが、生徒が読む本のジャンルの大きな変化はありませんでした。

⑤学校の図書室をどのくらい使いますか



「毎日」と「週に1日以上」学校の図書室を利用する生徒の割合は、それぞれ1.7%、7.5%となり、平成19年度に比べて、減少しています。また、「利用しない」生徒は、41.6%となり、平成19年度に比べて、9ポイント増加しています。

⑥市立図書館・かもめ図書館・ネットワーク館をどのくらい使いますか



市内の図書施設を「利用しない」生徒の割合は38.7%となり、平成19年度に比べて、4.4ポイント増加しています。「毎日」と「週に1日以上」利用する生徒の割合は、それぞれ0.4%、2.0%で平成19年度とほぼ同じ割合でした。

第二次小田原市子ども読書活動推進計画

発行：平成〇〇年〇月

発行者：小田原市

編集：小田原市文化部図書館

（小田原市立かもめ図書館）

小田原市南鴨宮 1-5-30

電話 0465-49-7800

平成29年度公立幼稚園新入園児応募状況

資料2

平成28年11月2日現在

幼稚園名	総定員 A	4歳児定員	区域内幼児 B	願書配布数	入園申込者 (区域外を除く) C	入園申込者 合計 D	入園率(%) C/B	5歳児見込 E	H28園児見込 総数 D+E=F	総定員数に対す る割合(%)F/A	旧通園区域(小学校区)
酒匂幼稚園	210	105	145	37	31	36	21.4	42	78	37.1%	酒匂、富士見
東富水幼稚園	140	70	178	33	28	30	15.7	45	75	53.6%	富水、東富水
前羽幼稚園	70	35	20	11	8	10	40.0	11	21	30.0%	前羽
下中幼稚園	140	70	39	12	12	12	30.8	13	25	17.9%	下中
矢作幼稚園	140	70	256	52	45	50	17.6	61	111	79.3%	矢作、豊川、下府中
報徳幼稚園	70	35	138	20	15	18	10.9	30	48	68.6%	桜井、報徳
計	770	385	776	165	139	156	17.9	202	358	46.5%	

(参考)過去3年間の応募状況

幼稚園名	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	区域内幼児 A	願書配布数	入園数 B	入園率(%) B/A	区域内幼児 A	願書配布数	入園数 B	入園率(%) B/A	区域内幼児 A	願書配布数	入園数 B	入園率(%) B/A
酒匂幼稚園	142	46	47	33.1%	139	51	49	35.3%	145	45	41	28.3%
東富水幼稚園	185	43	48	25.9%	190	44	42	22.1%	189	44	44	23.3%
前羽幼稚園	25	12	12	48.0%	23	8	8	34.8%	23	11	11	47.8%
下中幼稚園	51	16	18	35.3%	61	24	25	41.0%	55	14	13	23.6%
矢作幼稚園	250	60	58	23.2%	261	61	54	20.7%	240	61	61	25.4%
報徳幼稚園	133	34	35	26.3%	140	30	31	22.1%	133	31	30	22.6%
計	786	211	218	27.7%	814	218	209	25.7%	785	206	200	25.5%

議案第 28 号

平成 28 年度（平成 27 年度分）教育委員会事務の点検・評価について

平成 28 年度（平成 27 年度分）教育委員会事務の点検・評価について、議決を
求める。

平成 28 年 11 月 22 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

平成 28 年度（平成 27 年度分）
教育委員会事務の点検・評価報告書

平成 28 年 11 月
小田原市教育委員会

目 次

1. 平成 27 年度教育委員会の活動状況	
(1)教育委員	1
(2)平成 27 年度定例会・臨時会案件	1
(3)会議等への出席状況	4
2. 平成 28 年度（平成 27 年度分）教育委員会事務の点検・評価	5
No.1 学校施設整備の推進	7
No.2 食育推進事業	9
No.3 確かな学力の向上の推進	11
No.4 教職員研修事業	13
No.5 キャンパスおだわら	15
No.6 子ども読書活動の推進	17
3. 平成 27 年度（平成 26 年度分）教育委員会事務の点検・評価対象事業 における点検・評価後の状況	19
4. 小田原市学校教育振興基本計画における成果指標	25

1. 平成27年度 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員



委員長 委員長職務代理者 委員 委員 教育長
和田重宏 萩原美由紀 吉田眞理 山口潤 栢沼行雄

(H20. 10. 1~) (H27. 10. 5~) (H26. 10. 1~) (H20. 10. 1~) (H25. 10. 1~)
28. 9. 30 31. 10. 4 30. 9. 30 28. 9. 30 29. 9. 30

※H18.10.1~H26.9.30 (委員長職務代理者) 山田浩子 カッコ内 は任期

(2) 平成27年度定例会・臨時会案件

※○印：定例会 □印：臨時会

平成27年4月30日定例会

○平成28年度使用中学校教科用図書の採択方針について

○小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

○小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

【報告事項】

○市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について

○平成26年度下半期寄付採納状況について

○教育委員会職員の公務災害の状況について

平成27年5月26日定例会

○平成27年6月補正予算について (非公開)

○キャンパスおだわら運営委員会委員の委嘱について

○小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について

【報告事項】

○芸術文化普及啓発事業 (アウトリーチ) の実施状況等について

○青少年の体験交流事業等について

平成27年6月25日定例会

○小田原市就学指導委員会委員の委嘱について

【報告事項】

○小田原城天守模型等の調査研究報告 (最終報告) について

平成27年7月23日臨時会

□特別支援学級で使用する教科用図書の採択について
【協議事項】

□平成28年度使用中学校教科用図書の採択に向けての協議について

平成27年7月28日定例会

○江戸城石垣石丁場跡 (早川石丁場群関白沢支群) の意見具申について

【協議事項】

○平成28年度使用中学校教科用図書の採択に向けて
【報告事項】

○市議会6月定例会の概要について

○復興派遣に関する文化庁長官表彰に係る小田原市及び派遣職員に対する感謝状授与について

平成27年8月4日臨時会

□平成27年度義務教育諸学校使用教科用図書採択に関する請願

□平成28年度使用中学校教科用図書の採択について

平成27年8月20日定例会

○平成27年9月補正予算について (非公開)

○小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱替えについて

○下中幼稚園における保育機能の充実に関する方針に

について

- 小田原市いじめ防止対策調査会委員の委嘱について
- 【報告事項】
- 第17回城下町おだわらツデーマーチの開催について

平成27年9月29日定例会

- 事務の臨時代理の報告（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）について
- 事務の臨時代理の報告（小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則）について
- 学校運営協議会設置校の指定について
- 新玉小学校学校運営協議会委員の任命について
- 教育委員会委員長選挙について
- 教育委員会委員長職務代理者の指定について

平成27年10月29日定例会

- 【協議事項】
- 平成27年12月補正予算について（非公開）
- 【報告事項】
- 市議会9月定例会・決算特別委員会の概要について
- 平成27年度上半期寄付採納状況について
- 平成27年度上半期公務災害について

平成27年11月26日定例会

- 事務の臨時代理の報告（平成27年12月補正予算）について
- 事務の臨時代理の報告（史跡小田原城跡 用地の取得）について
- 【報告事項】
- 平成28年度 公立幼稚園新入園児応募状況について
- （仮称）小田原市スポーツ振興・教育環境改善基金について
- 文化審議会の答申について

平成27年12月21日定例会

- 平成28年度 全国学力・学習状況調査への参加及

び結果の公表について

- 【協議事項】
- 平成28年度 学校教育の基本方針及び取組の重点（案）について
- 【報告事項】
- 第17回城下町おだわらツデーマーチ開催結果について
- 小田原市学校教育振興基本計画の進捗状況について
- 平成27年度 全国学力・学習状況調査の本市の結果について

平成28年1月21日定例会

- 平成28年度 学校教育の基本方針及び教育指導の重点について
- 事務の臨時代理の報告（工事請負契約の締結）について
- 【協議事項】
- 歴史的風致形成建造物の指定について
- 今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針（案）について
- 平成28年3月補正予算について（非公開）
- 平成28年度予算について（非公開）
- 【報告事項】
- 市議会12月定例会の概要について
- 平成27年度 全国体力・運動能力・運動習慣等調査の本市の結果について
- 芸術文化普及啓発事業（アウトリーチ）の実施結果について

平成28年2月23日定例会

- 校長及び教頭の人事異動の内申について（非公開）
- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について
- 事務の臨時代理の報告（平成28年3月補正予算）について（非公開）
- 事務の臨時代理の報告（平成28年度予算）について（非公開）
- 事務の臨時代理の報告（小田原市職員の退職管理に関する条例）について

- 事務の臨時代理の報告（小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例）について
- 事務の臨時代理の報告（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）について
- 事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）について

平成 28 年 3 月 18 日定例会

- 教育委員会職員の人事異動について（非公開）
- 行政不服審査法の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について
- 小田原市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について
- 小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則の一部を改正する規則について
- 小田原市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程について
- 今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針について

【報告事項】

- 子ども読書アンケートの集計結果について
- 駅前図書施設の機能検討状況について
- 小田原市教育大綱について

（3）平成 27 年度総合教育会議案件

平成 27 年 7 月 2 日

- 小田原市総合教育会議運営要綱（案）について
- 小田原市総合教育会議傍聴要綱（案）について
- 大綱策定について

平成 27 年 10 月 22 日

- 大綱策定について

平成 28 年 1 月 28 日

- 大綱策定について

(3) 会議等への出席状況

日付		活動内容
平成27年	4月14日	西湘地区教育委員会連合会役員会
	4月15日	神奈川県市町村教育委員会連合会総会
	4月21日	通級指導学級フレンド 千代小学校 開級式
	5月8日	小田原文化財団江之浦コンプレックス建設現場視察
	5月25日	西湘地区教育委員会連合会総会
	6月16日	酒匂小学校放課後子ども教室開所式
	6月25日	学校訪問
	6月26日	学校訪問
	6月29日	学校訪問
	7月1日	学校訪問
	7月2日	総合教育会議
	7月3日	学校訪問
	7月6日	学校訪問
	7月7日	学校訪問
	7月23日	教科書採択へ向けての協議
	8月4日	教科書採択へ向けての協議
	8月20日	教育講演会
	9月3日	西湘地区教育委員会連合会第2回役員会
	10月22日	総合教育会議
	10月23日	小学校体育大会
	10月27日	市長と中学校長会との懇談会
	10月30日	神奈川県市町村教育委員会連合会研修会
	11月12日	小学校音楽会
	11月13日	西湘地区教育委員会連合会研修視察会
	11月17日	市長と小学校長会との懇親会
	11月24日	事務の点検・評価学識経験者の意見聴取
平成28年	1月10日	成人のつどい
	1月16日	未来へつながる学校づくり報告会
	2月5日	平成27年度教育委員視察
	3月14日	中学校卒業式
	3月18日	幼稚園卒園式
	3月23日	小学校卒業式

2. 平成 28 年度（平成 27 年度分）教育委員会事務の点検・評価

教育委員会の組織や運営に関し基本的事項を定めている法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）第 26 条により、各自治体の教育委員会は毎年、教育行政事務の管理執行状況について自己点検・評価を行い、その結果を議会に報告し公表することとなっています。これを踏まえ、小田原市教育委員会では、平成 27 年度に実施した事業に対して点検・評価を実施しました。

今回の点検・評価では、ヒアリングを 2 回実施し、第 1 回ではコーディネーター及び教育委員による、対象事業の内容の把握、課題の確認及び論点の取りまとめを行いました。第 2 回のヒアリングでは、第 1 回に取りまとめた論点に沿って、学識経験者及び教育委員による、各事業に対するヒアリングを実施しました。

（1）目的

本市教育行政事務の実施状況について検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進をはかっていくため、教育委員会の事務事業の点検・評価を行う。

また、その結果を市議会に報告し公表することにより、市民への説明責任を果たす。

（2）点検・評価の実施方法

- (1) 各所管課での自己点検・評価する。
- (2) 教育委員会において、各所管課が自己点検・評価した事業のうち、点検・評価対象事業を選定する。
- (3) 選定事業について、コーディネーター及び教育委員による所管課とのヒアリングを実施し、論点を取りまとめる。（第 1 回ヒアリング）
- (4) 第 1 回ヒアリングでまとめた論点をもとに、学識経験者及び教育委員による所管課とのヒアリングを実施する。（第 2 回ヒアリング）
- (5) 教育委員会において、点検・評価案を審議し、議決を得る。
- (6) 点検・評価の結果を市議会に報告し公表する。

（3）対象事業

小田原市事務事業評価を基に、教育委員の承諾のうえ、平成 27 年度に実施した事業の中から、教育委員会事務局が対象事業案を作成し、点検・評価を実施した。

- (1) 学校施設整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・教育総務課・保健給食課
- (2) 食育推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・保健給食課・教育指導課
- (3) 確かな学力の向上の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・教育指導課
- (4) 教職員研修事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・教育指導課
- (5) キャンパスおだわら・・・・・・・・・・・・・・・・・・生涯学習課
- (6) 子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・図書館

(4) 学識経験者のヒアリング

第1回

- (1) 日時 平成28年9月5日(月) 午前9時00分から午後3時55分まで
- (2) 場所 市役所 全員協議会室(3階)
- (3) コーディネーター 石渡秀朗氏(株式会社三浦海業公社常務取締役)
- (4) 教育委員 和田委員長、萩原委員、吉田委員、栢沼教育長

第2回

- (1) 日時 平成28年9月27日(火) 午前9時30分から午後4時30分まで
- (2) 場所 市役所 大会議室(7階)
- (3) 学識経験者 重松克也氏(横浜国立大学教授)
大木健一氏(小田原市PTA連絡協議会会長)
- (4) コーディネーター 石渡秀朗氏(株式会社三浦海業公社常務取締役)
- (5) 教育委員 和田委員長、萩原委員、吉田委員、栢沼教育長

1. 事務事業の位置付け

総合計画	施策名	学校教育の充実	法令上の実施義務	有
	詳細施策名	教育環境の整備		努力規程
	実施計画事業名	学校施設整備事業	根拠法令	学校教育法 学校施設の確保に関する政令 学校給食法
	個別事業名	学校施設整備の推進 給食調理施設・設備整備事業	条例・要綱	学校施設環境改善交付金交付要綱
	先導的施策名		実施方法	学校施設：市直営 給食調理施設：市直営
開始時期	学校施設：平成26年4月 給食調理施設：過去より継続的に実施			

2. 事務事業の説明

【事業概要】	<p>どのような事業であるか</p> <p>平成16年3月に「小田原市立小中学校校舎リニューアル整備計画」を策定し、施設の老朽化対策や当時開始した総合的な学習などの教育内容の多様化に対応するための整備を行ってきたが、策定後10年が経過し、施設の老朽化が進み、子どもたちを取り巻く教育環境に支障が出ていたり、教育内容等の変化に伴い、内部改修等の必要性が生じたりしていることから、整備方針を見直すことにした。平成26年2月に「小田原市学校施設整備基本方針」を作成し、その方針に基づき、学校施設や学校給食センター、共同調理場の老朽化対策及び教育環境の計画的な整備を行う。</p> <p>平成26年度から概ね3年間で、これまで積み残してきた緊急度の高い修繕工事を計画的に実施するとともに、平成28年度末までに長寿命化対策や建替え等を計画的に実施するための(仮称)中長期計画を策定し、整備の優先順位等を設定することで個別計画を着実に整備していく。</p>
【目的】	<p>この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか</p> <p>平成16年3月に策定した「小田原市立小中学校校舎リニューアル整備計画」が計画どおりに機能しなかった。さらに、子どもたちを取り巻く教育内容や使い勝手の変化に伴い、内部改修等の必要性が生じていることから、整備方針を見直し、その方針に基づき、短期計画を進め、中期及び長期計画を策定することにした。</p> <p>その計画に基づき、整備を行うことで、学校や地域住民にも納得できるかつ効果的な修繕工事を進めることができる。また、給食調理施設についても老朽化した施設を改善し、調理場内外の環境を整備することで、安心して安全な学校給食を提供することが出来る。</p>
【実施内容】	<p>具体的に市は何を行ったのか</p> <p><学校施設> 「小田原市学校施設整備基本方針」に基づく「短期計画」として、校舎・園舎等建物の屋上防水、外壁、耐震改修(非構造部材)及びトイレ等を中心に、緊急度の高い修繕工事を、平成26年度から概ね3年間で計画的に実施している。ただし、平成26年度に限り予定件数をクリアできたが、平成27年度以降は計画どおりに進まず、「短期計画」予定分を概ね3年間で完了させることは困難な状況になっている。</p> <p><給食調理施設> 学校給食センター、共同調理場の施設・設備の調査及び補修計画を作成し、故障老朽化した施設・設備・機器の修繕や改修、買い替えを行った。</p> <p>27年度は球根皮むき機2台(学校給食センター)、牛乳保冷庫、台ばかり(豊川共同調理)、ガス式食器消毒保管庫、台ばかり(国府津共同調理場)を購入した。</p>

3. 事務事業の概要

単位：千円

			H26(決算)	H27(予算)	H27(決算)	H28(予算)	H29(予算)	H30(予算)	H31(予算)
歳出	財源内訳	国庫支出金	101,686	19,923	14,315	122,856	254,417	269,606	1,165,646
		県支出金	0	0	0	0	0	0	0
		地方債	208,100	29,700	21,300	369,800	380,500	403,100	1,747,000
		その他	0	0	0	112,040	273,416	263,257	273,117
		一般財源	188,509	122,684	115,590	74,473	870,472	934,473	1,643,143
歳出計			498,295	172,307	151,205	679,169	1,778,805	1,870,436	4,828,906
歳入	使用料・手数料		642	530	696	530	530	530	530
	雑入等		16,254	18,370	16,008	183,710	18,370	18,370	18,370
	歳入計		16,896	18,900	16,704	184,240	18,900	18,900	18,900
今後の方向性・事業展開			平成28年度末までに、(仮称)中長期計画を策定する。本市全体の長期保全計画及び維持修繕計画との連携を図りながら学校施設の長寿命化、機能向上等の整備を進める中期計画と、長寿命化対策を施しても延命化が期待できない施設を順に建替え等を行う長期計画の作成を検討している。施設の長寿命化を図るため、国庫補助制度等を活用し、計画的に取り組む反面、延命化が期待できない施設については建替え等に着手するまでの間、必要な応急修繕で対応していく予定である。						

4. 事務事業の課題

事業の課題	課題の改善に向けての考え方
緊急度の高い修繕工事を最優先課題とする「短期計画」を平成26年度から進めているが、平成28年度予算措置分を含めても、80件近く積み残しが出るなど、予定どおりに消化できていない。	文部科学省以外の国庫補助制度や市基金など、事業実施するための財源確保に努める。

5. 教育委員会の評価

<p>論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、必要な施設についてどのように考えるか。長期のロードマップについて ・中長期計画より、さらに長いスパンでの小・中学校の適正配置の計画について ・小学校を複合施設として位置づけ、災害時に自立できる施設としての設備(調理場・トイレ・電源)の確保について ・建て替えや複合化などの長期計画策定に向けての構想プランに関わる検討・議論の必要性和、その財源の確保及びPFI活用等についての検討について ・中学校を含めた完全給食の継続の重点及び予算重点配分について
<p>学識経験者及び教育委員会の主な意見</p>	<p>【学校施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建替や施設の複合化などを(仮称)中長期計画に入れ込み、更なる学校施設整備を進めて欲しい。 ・ どの地域で児童生徒数が増減するか予測することは困難であるため、施設の複合化という点を高く評価している。 ・ (仮称)中長期計画について、学校統廃合の基準や複合施設としての活用方針などを示すことも必要であるが、学校の将来について、より具体的なイメージが示されることを地域住民は期待していると思われる。地域の実情に応じた検討が必要であり、地域の市民意見を取り入れ、合意形成を図ることが必要である。 ・ 中学校施設と保育園や幼稚園などとの複合化の親和性が高いと考えられる。いずれにしろ、価値観の多様化による共生の考え方を子どもの頃から根付かせるためには、施設の複合化が有効であり、子どもの成長に寄与する複合化のあり方を検討する必要がある。 ・ 小学校数を現状維持するという方針を軸に、コミュニティ・スクールを市の特徴として打ち出し、小規模化を視野に入れた全小学校の複合施設化が必至ではないか。 ・ 建替の時期は先だが、話し合いのプロセスのロードマップを作成する必要があると思う。 ・ 施設の整備計画を検討する際に、雨漏りなどの現況を鑑みて、躯体自体の劣化の程度の検証が必要である。安易にコンクリートの耐用年数に頼らずに、躯体自体の調査及び評価により、損傷が激しい場合は、優先的に建替などの対応が必要である。 ・ 補強や修繕の指標を新耐震以前以降の建物であるか否かや、建設年次に加えて、雨漏りによる建材の腐食や、これまでの地震等による耐震レベルの低下について非破壊調査を実施する等の事業も予算化し、児童生徒の生命や安全を現実的に最優先にする推進を早急に図る必要がある。 ・ 平成27年度の工事の遅延は、平成28年度の(仮称)中長期計画の策定にも影響が出ると思われる。当該計画のスケジュールの見直しが必要である。 ・ 学校施設整備の財源に国庫補助金を充てているため予定どおりに進まないことが今年度の積み残しの要因である。その他の財源を確保する必要があるのではないか。 ・ 修繕工事の量を増加させるというより、適正な予算配分をするための、計画の見直しに力を入れる必要がある。 ・ 学校毎の個別計画である「実施計画」をいつまでにどう作るのかを(仮称)中長期計画で示すことが必至である。さらに、当該個別計画の策定に住民を巻き込む仕掛けを(仮称)中長期計画で明示する必要がある。 ・ 「学校施設整備の推進」という大きなテーマを計画的に進めるため、予算、人、ともに拡充させ、できるだけ早期に住民参加型の整備計画を策定し、これを広く市民に開示する必要がある。 ・ 小田原市学校施設整備基本方針により緊急度の高い修繕工事を最優先課題として、平成26年度から整備してきた点は、学校現場から高い評価を得ている。しかし、平成27年度は財源不足のために計画どおりの修繕工事が進んでいない。計画の遅延による対策がとられていないことに課題を感じる。 <p>【調理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給食設備については、老朽化した施設を補いながら安全で安心な給食提供に努めている。 ・ 学校給食センター設備、機器等の老朽化に伴う、修繕・改修実績は評価したい。今後、本市の学校給食(完全給食)の継続を堅持するため、センターの早期建て替えに向けた具体的な計画策定が急がれる。 ・ 老朽化する給食調理施設に関して、今後の児童生徒数の減少を鑑みて、施設の複合化を検討することが望ましい。 ・ 市は以前から小・中学校の完全給食を実施しており、子どもの貧困が言われ、中学校での給食を実施している都市が少ない中、市の取組は時代を先読みした、優れた施策だと思う。給食センターの老朽化の問題については、スピード感を持って対策を講じる必要がある。
<p>点検評価結果</p>	<p>見直し(新たな教育ニーズへの対応を含め、計画を見直すこと)</p>

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

1. 事務事業の位置付け

総合計画	施策名	健康づくりの推進	法令上の実施義務	有
	詳細施策名	食育の推進		努力規程
	実施計画事業名	食育推進事業	根拠法令	食育基本法
	個別事業名	食育啓発事業	条例・要綱	食育推進基本計画・食みらいかながわプラン・小田原市食育推進計画
	先導的施策名	未来を担う子どもを育む	実施方法	市直営
開始時期	過去より継続的に実施			

2. 事務事業の説明

【事業概要】	<p>どのような事業であるか</p> <p>小中学校における食育を推進するため、栄養教諭や学校栄養職員が地場産物を使用した給食や郷土の食文化を継承した給食を生きた教材として活用し、食に関する指導や教科に関連した授業を行う。また、成長期の子どもたちが望ましい食習慣を身に付けるための家庭、地域に向けた食育の普及啓発事業を行う。</p>
【目的】	<p>この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか</p> <p>魅力ある食育を推進し、児童生徒の健全な食生活の実現と健全な心身の成長を図る。</p>
【実施内容】	<p>具体的に市は何を行ったのか</p> <p>○学校栄養職員・栄養教諭による食に関する指導の推進：食育年間指導計画に基づき教科と関連させた食育授業を実施 ○食育啓発事業（食育講演会H19～・親子料理教室H18～・学校給食展H17～・弁当作り教室H25～・お弁当レシピコンテストH26～）を実施 ○地域の特色を生かした学校給食の実施：地場産物を使用した学校給食の実施。平成27年度は、「かます棒」を学校給食物資として扱い、給食メニューに取り入れた。 ○子どもたちが、学校農園などを活用した栽培活動や収穫体験などを通して生命・自然環境・食物に対する理解を深めるとともに、日々の食事に対する感謝の気持ちを育む。</p>

3. 事務事業の概要

単位：千円

		H26(決算)	H27(予算)	H27(決算)	H28(予算)	H29(予算)	H30(予算)	H31(予算)
歳出	財源内訳	国庫支出金						
		県支出金						
		地方債						
		その他						
		一般財源	40	140	140	140	140	140
歳出計		40	140	140	140	140	140	140
歳入	使用料・手数料							
	雑入等							
	歳入計	0	0	0	0	0	0	0
今後の方向性・事業展開		<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消率が現状よりも上がるよう、野菜、魚の流通ルートを検討する。 ・中学校における弁当の日について、実施の課題の調査等を行い、方向性を定める。 						

4. 事務事業の課題

事業の課題	課題の改善に向けての考え方
<p>・事業のマンネリ化、地場産品使用率が伸びていないことが課題である。</p>	<p>・事業の合理的な運営を検討していく。 ・関連業者や行政所管課との調整、調理現場との連携を図っていく。</p>

5. 教育委員会の評価

<p>論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お弁当の日の課題と目標、子どものSOSの対応(受け場所、方法など)について ・県内地場産品の消費拡大方法について ・家庭を巻き込んだ食育推進の効果的方策について
<p>学識経験者及び 教育委員会の主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食の啓発事業を進める上で、食事を摂ること、弁当を作ることが困難な状況の生徒への慎重な配慮が必要である。 ・お弁当の日は、年1回実施の学校が多い。実施しない理由があるのか、実態に合わないのか、原因を探り、実施継続の可否や実施方法を検討する必要がある。 ・弁当レシピコンテストが定着しつつある中、今後、小学校高学年もコンテストの枠組みに入れることが出来るか。また、その意味合いも含めてさらに浸透させて欲しい。 ・食育の普及啓発事業は、食育に関心のある層をターゲットにした事業が多いように見受けられる。貧困や孤食など、食を取り巻く環境は食育に関心の無い層にとっても非常に重要な問題であるため、例えば、簡単に出来る朝食メニューや弁当の紹介など、食を通じた健全な育成を図る必要がある。 ・地産地消率を品目でみるか重量でみるかという議論については、両方で把握をすればいいと考える。 ・学校給食における地場産物活用では、練り製品や豆腐での高い割合が評価できる。また、アジの干物の素揚げを給食で提供するなど、他の地域からは評価の高い取組もあり、これからも推進して欲しい。 ・地場産品の使用率を増やす目標値を掲げる際は、取り組むことにより次年度以降の指針となる必要がある。 ・地産地消の食材を活用したメニューの提供時に、生徒への解説を行い、地産地消の意味を伝えるなど、運用の方法や伝える工夫も報告に掲載してほしい。 ・共働き世帯の増加により、家庭の食事のありようが変わってきている。食育に対する市独自の指針を明確に示すべきではないか。 ・中学生での朝食喫食率が5%下がっている。中学生の朝食に対する意識の低下があると思われるので、正しい食習慣を身に付けるためにも、子供向けの啓発が必要である。 ・食育啓発事業では、各種教室やコンテスト等を始め、学校農園を活用した栽培方法や収穫体験など、多岐に渡る事業実績を評価したい。今後は、各事業について、どういった戦略目標や達成度を定めていくのが課題となる。 ・まちづくりとの関連性を踏まえ、市が目指す食育にどのような独自性を持たせ、児童生徒に生活者としての力を育むのか、というグランドデザインを策定する必要がある。 ・計画的な推進には、学校長や教員も組み入れた学校全体の組織的な事業展開が必要であり、学校の予算配分も柔軟にしていく必要がある。 ・食育に対する現在の取組は、多種多様で様々な工夫もされ「マンネリ化」という自己評価はあるが、客観的にも高い評価ができる。また、家庭を巻き込もうとする姿勢に感銘する。 ・民間企業との協働により、食に興味を湧ききっかけとなるような工夫が必要ではないか。 ・「食育」の推進事業を評価するための指標(代理指標も可)をきちんと持ち、経年変化に対する評価を続けるべきである。
<p>点検評価結果</p>	<p>見直し(食育の方向性を明確にし、事業の進め方を見直すこと)</p>

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

1. 事務事業の位置付け

総合計画	施策名	学校教育の充実	法令上の実施義務	無
	詳細施策名	「生きる力」を育む教育活動の推進		—
	実施計画事業名	確かな学力向上事業	根拠法令	
	個別事業名	・学力向上推進事業 ・少人数学級編成推進事業	条例・要綱	
	先導的施策名		実施方法	市直営
開始時期				

2. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか	<p>【学力向上推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市推薦研究委託、プロジェクト研究の実施、学習指導法研修会の開催 ・免許教科外教科教員の配置、新学習指導要領対応非常勤講師の配置 <p>【少人数学級編成推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数指導スタッフの配置、スタディ・サポート・スタッフの配置 ・スタディ・サポート・スタッフ研修会の実施
	【目的】	<p>この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人に基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度などの「確かな学力」を身につけるため、個に応じたきめ細かい指導や取組みを意図的・計画的に推進する。 ・小学校における少人数による学習指導体制の充実と、小学校入門期の学校生活の基礎的な生活習慣を身につけるため必要な支援を行うためのスタッフを配置する。
【実施内容】	<p>具体的に市は何を行ったのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育現場における教科等の教育内容及びその指導に関する内容について推薦研究を委託。その研究の成果を本市学校教育に反映させるため、研究発表会や授業公開により市内各学校に公開した。 ・中学校の免許外教科教員配置等の是非を図るため、専門性を生かした教科指導を維持するための市費非常勤講師を配置した。 ・中学校の新学習指導要領の授業時間数増加により、教員が対応可能な授業時数を保つことができない教科の是非を図るため、市費非常勤講師を配置した。 ・小学校1～6年生について、少人数指導やチーム・ティーチング指導をする際に必要なスタッフを配置した。 ・小学校入門期である1・2年生を対象として、円滑に学校生活を送るための基礎的な生活習慣の確立や学力の定着を図るための基礎基本の徹底をめざして市費臨時職員(スタディ・サポート・スタッフ)を配置した。 	

3. 事務事業の概要

単位：千円

		H26(決算)	H27(予算)	H27(決算)	H28(予算)	H29(予算)	H30(予算)	H31(予算)
歳出	財源内訳	国庫支出金						
		県支出金						
		地方債						
		その他						
		一般財源	36,839	41,399	31,092	39,699	85,106	85,006
歳出計		36,839	41,399	31,092	39,699	85,106	85,006	85,006
歳入	使用料・手数料							
	雑入等							
	歳入計	0	0	0	0	0	0	0
今後の方向性・事業展開		<p>① 学力向上への支援 全国学力・学習状況調査の市の分析結果の公開 全国学力・学習状況調査結果に係る各中学校区への訪問（「学力向上支援会議(仮称)」の実施、各校の学力向上プランへの助言 「学力向上支援ドリル(仮称)」(おだわらっこだりル)の市HPへの公開</p> <p>② 人的環境整備の推進: 免許教科外教科教員、新学習指導要領対応非常勤講師 少人数指導 スタッフ、スタディ・サポート・スタッフ、ALT、学校司書の配置</p>						

4. 事務事業の課題

事業の課題	課題の改善に向けての考え方
<p>【学力向上推進事業】 児童生徒の学力向上にねらいとする事業として、「推薦研究委託」という形が適切であるか、再考の時期にきている。</p> <p>【少人数学級編成推進事業】 人材の確保が年々難しくなっている。</p>	<p>児童生徒の学力向上にかかる市の事業を「学力向上への支援」と「人的環境の整備」の視点から整理し、既存の「教職員研修事業」との区別を明確にして、本事業の内容を見直していきたい。</p>

5. 教育委員会の評価

<p>論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、事業展開をしていく上での成果指標の設定について ・研究成果の学校現場への活用が見えにくいいため、その在り方の再検討について ・推薦研究委託のねらいと在り方の再検討について
<p>学識経験者及び 教育委員会の主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託された学校の児童生徒の学習効果を調査する取組を行い、その結果とともに研究の方向性や内容を改善するための予算化が必要である。 ・学力向上推進事業の推薦研究委託の成果は、研究会参加者数の少なさから、他の教員へ十分に活かされているとは言い難い。他の形で研修する方法を検討していただきたい。 ・研究成果を見える化するよう努め、その活用が十分図られ、学校の学びに成果として表れるよう、検討することが必要である。 ・研究成果を共有するための公開研究会への教員の参加人数が少ないのも、意識の共有という面から十分とは言えない。せめて、取り組んだ学校における成果として、学力調査の前年度との比較をした方が良いのではないかと。 ・公教育に対する市民の信頼は、目に見える結果を示すことである。その意味では、学力と体力は信頼を得る最も重要な項目であり、市の学力推進事業を見た時に、取組が十分であったとは言えないのではないかと。推薦研究委託校では、学力向上について謳っているが、その結果の検証が十分ではなかったのではないかとと思う。 ・児童・生徒、保護者、先生の自己評価など、授業評価を取り入れたり、スタディサポートについて、アンケートの実施が求められる。 ・委託された学校は長期的視野の中で研究を推進することも必要であり、児童生徒個々の発達を保障する市の教育づくりとして、必須な取組だと考える。しかし、全国学力・学習状況調査で測定されている「学力」は、学校での指導以外にも様々な要因が働いているという学術的な見解であり、研修テーマや内容等の結果と短絡的に捉えてはならない。 ・短期的な成果のみで職員の指導力向上を測ることは難しく、長期的な視野の中で評価することが必須である。このことから、授業研究委託制についての評価は、市全体の教員研修制度の改善と連動してなされる必要がある。 ・希望校に委託する手法である以上、偏りはあると思われるが、中学校も小学校も3年に1回は請け負うなどにより、推薦研究による効果を上げられると考える。 ・推薦研究校のねらいや内容等に関しては、今日的な課題やテーマを教育委員会が提示し、そのテーマ等に沿った研究が進められるようリードアップしても良いのではないかと。 ・推薦研究については、報告書の内容についても評価が必要であり、研究がどのように授業改善に役立ったかの、外部参加者、内部参加者からの評価、事前事後の変化確認などもしていただきたい。 ・全国学力・学習状況調査の結果については、公表する事が望ましい。現状を知ることは大切であり、その結果をどういった取組につなげるかは現場の判断で構わないので、有効に活用していただきたい。 ・免許外教科教員の配置、市費非常勤講師の配置、市費臨時職員の配置など、人的環境整備については、他自治体に比べ手厚い面も認められ、評価できる。 ・児童生徒の学力向上は、教員よりも保護者の強く望むところである。地域住民の評価を学校経営に取り入れることで、学力向上のための手法も変わることが期待できる。コミュニティスクールの推進を図り、児童生徒の学力向上のモデルを目指していただきたい。 ・少人数学級の支援については、支援の質を高めるための研修を行うことが望ましい。
<p>点検評価結果</p>	<p>見直し(取組の方向性を明確にし、事業の進め方を見直すこと)</p>

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

1. 事務事業の位置付け

総合計画	施策名	(現状位置づけなし。後期計画から位置づけ予定)	法令上の実施義務	無
	詳細施策名			
	実施計画事業名		根拠法令	
	個別事業名	・教職員研修事業 ・職員研修支援事業	条例・要綱	
	先導的施策名		実施方法	市直営
開始時期				

2. 事務事業の説明

【事業概要】	<p>どのような事業であるか</p> <p>【教職員研修事業】大学教授等の専門家を招聘し、教職員の資質や指導力等の向上のための研修会を開催する。 【職員研修支援事業】教職員の資質や指導力の向上に向けた各校の取組や自主的な研修の活性化に向けた支援を行う。</p>
【目的】	<p>この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか</p> <p>学校教育の充実及び様々な教育課題への適切な対応のために、教職員の資質や指導力の向上を図る。</p>
【実施内容】	<p>具体的に市は何を行ったのか</p> <p>【教職員研修事業】研修会の企画・運営を行う。研修会の内容によって外部から講師を招請する。 (*は希望参加による研修 **は希望参加かつ勤務時間外の研修)</p> <p>◇指導係主催・・・児童・生徒指導研修会、人権教育研修会Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(Ⅰは県と共催)、部活動地域指導者研修会**、ステイ・サポート・スタッフ研修会(個別支援員研修会と同時開催) ◇相談係主催・・・支援教育研修会ⅠⅡⅢ、個別支援員研修会(ステイ・サポート・スタッフ研修会と同時開催)、言語障がい教育研修講座*、教育相談研修講座* ◇教育研究所主催・・・学習指導法研修会、マナーアップ研修会、初任者研修会、教育講演会、尊徳学習研修会*、おだわら未来学舎**、自然観察会** ◇教職員係主催・・・教頭研修会、人事評価システム評価者研修会、不祥事防止研修会(兼メンタルヘルス研修会) ◇その他・・・外国語教育研修講座*</p> <p>【職員研修支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内研究に関わる講師謝礼と、消耗品費または他校研修会の資料代を希望する学校に補助する。 ・各校の研修会に関する情報(主に夏休み期間中に開催されるもので、他校教職員の参加が可能なもの)を集約し、市内小・中学校、幼稚園に情報提供する。研修会を開催する学校では他校の教職員の参加を受け付ける。

3. 事務事業の概要

単位：千円

		H26(決算)	H27(予算)	H27(決算)	H28(予算)	H29(予算)	H30(予算)	H31(予算)
歳出	財源内訳	国庫支出金						
		県支出金						
		地方債						
		その他						
	一般財源	1,231	1,720	1,316	1,195	2,320	2,320	2,320
	歳出計	1,231	1,720	1,316	1,195	2,320	2,320	2,320
歳入	使用料・手数料							
	雑入等							
	歳入計	0	0	0	0	0	0	0
今後の方向性・事業展開		<ul style="list-style-type: none"> ・研修内容の精選や回数の見直しを図る。 ・各校を指導主事や外部講師が訪問する形での研修の拡充を図る。 ・校内研究の充実に向けた講師謝礼等の予算の拡充を図る。 ・他の事業との整理統合を図り、市の後期総合計画の実施事業に位置づけていく。 						

4. 事務事業の課題

事業の課題	課題の改善に向けての考え方
<p>・多様化、複雑化する児童生徒の課題や保護者への対応、学校に求められる教育内容の増加等により、教職員にはより実践的な指導力や専門的知識、地域・保護者と連携・協働する力などが求められている。一方で教職員の多忙化解消や子どもと向き合う時間の確保から、研修会の回数を増やすことは難しいことから、市の教職員研修のあり方を見直していく必要がある。</p> <p>・団塊の世代の大量退職により、新採用教職員の大量採用時代を迎えている。校内のOJTによる人材育成のあり方や、校内研究の改善・充実も必要である。</p>	<p>・校内での教職員研修の活性化、より実践的な指導力の育成、専門性の向上に向けて、指導主事や外部講師の学校への派遣を拡充していく。外部講師の派遣に向けては予算の拡充を図る。</p>

5. 教育委員会の評価

<p>論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市と県の研修内容の精査と効率的な実施について ・他機関、他部署や民間企業との連携の必要性について
<p>学識経験者及び 教育委員会の主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国が設定した研修時間などの制約がある中でも、市独自に改善できる範囲で研修事業制度のグランドデザインを作成し、大量採用時代における若手教員の急増、年齢構成の今後の変化に伴うモデル・スクール・リーダーの育成という喫緊の課題を見据えた研修内容となっているかどうかの検証が必要だと考える。 ・若手教員の大きな課題は、自らの文化的資本と異なる者との協働的な取組を作り出す力が弱い点であると考え。自身の生活様式・価値観を相対化できない傾向を現場感覚で把握し、今、何が必要なのか検討し、研修制度の内容を改善する組織的な取組が求められている。 ・全体研修計画の中の職員研修事業と職員研修支援事業の意味、位置づけ、他の研修(県教委主催)との差別化や目的を明確にすべきであり、効果測定ができるアウトカム指標を明確にすべきである。特に「他の研修との差別化」が重要である。 ・職員研修事業は必要最小限にとどめ、学校の独自性を活かせる職員研修支援事業にシフトし、教育委員会はその評価を行う仕組みを構築する方法が良いと考える。 ・臨時採用教職員が多くいる現実を踏まえ、この職員への研修の充実が大切である。 ・児童生徒の多様なニーズに対して、ケーススタディを行う場が身近にあると良い。 ・外国語の研修を実施する必要があると思われる。 ・職員研修支援事業は、その対策の一つとして有効であると評価できるが、教育委員会が行う市費研修よりも、現場における研修に市の教育委員会が必要に応じてコミットする方法が高い効果を生む可能性を感じる。ただ、現場任せではなく、全体研修計画の中の市費研修の意味、位置づけの中で、しっかりと効果を出せる職員研修支援事業の枠組みを市の教育委員会が作るべきである。 ・初任者研修については、教員の現場の有意義さを、現場の苦勞とセットでダイアログ形式により行うなど、経験値の浅い新任教員に対して、教員としての動機付けとなるような研修を行うことが望ましい。 ・研修が体系化されているので、教員一人ひとりの力量と経験に合わせて研修計画を管理職(管理部門)が立てていくことが必要であると考え。 ・研修ばかり増えるのは負担増となり、仕事の質が下がることも懸念される。 ・退職する教員数が2年後にピークを迎え、若手教員の養成が急務となる。心配されるのは、「学級運営の力不足」である。特に「学級づくり」で集団を指導する力を育成する教員研修を充実し、重点的に事業展開していく必要がある。 ・研修の有効性を検証するには、受講者が振り返り(自己評価)する時点を研修終了直後以外にする等の検討が必要である。 ・集合研修とOJTのバランス良い配置が必須である。 ・教育委員会として、校内OJTの成果の見える化などについて検討・成果が求められる。 ・大量採用については、離職率の増加が懸念されるので、経験の浅い教員に対するOJTの必要性が高まるが、OJTに必要な中堅層が少ない、いびつな年齢構成になっているので、OJTをシステム化して、効率的に行う必要がある。 ・OJTが困難であれば、外部講師に頼ることも一つの手法である。 ・いじめによる自殺などが絶えない現状で、学校だけでは解決できない問題が山積しており、SNSなどの普及でこの傾向は今後益々強まると思う。そこで、教職員研修で学校外の他機関と連携しながら、問題解決を図るためのソーシャルワークの視点を持った教員を増やす必要があり、そのための研修に力を入れるべきである。
<p>点検評価結果</p>	<p>見直し(研修体制を見直すこと)</p>

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

1. 事務事業の位置付け

総合計画	施策名	生涯学習の振興	法令上の実施義務	無
	詳細施策名	多様な学習の機会と情報の提供		—
	実施計画事業名	キャンパスおだわら事業	根拠法令	
	個別事業名	キャンパスおだわら事業	条例・要綱	
	先導的施策名		実施方法	一部委託
開始時期	平成23年度			

2. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか	
		誰もが気軽に生涯学習に取り組むことができるよう「学習講座の提供」、「人材バンクの運営及び活用」、「学習情報の収集及び発信」、「学習相談」を市民が主体で行う。
【目的】	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか	
		市民主体で運営することで、より市民ニーズにあった学習講座の情報を提供するとともに、学んだ成果を活かす機会の提供など、市民の生涯学習を推進する。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか	
		学習講座(行政講座)の提供、人材バンク及び学習相談の運営(市民団体と市による実行委員会)に対する負担金の支出、学習情報の収集・発信及び生涯学習センター本館施設受付等の市民団体への業務委託、キャンパスおだわら運営委員会の運営

3. 事務事業の概要

単位:千円

		H26(決算)	H27(予算)	H27(決算)	H28(予算)	H29(予算)	H30(予算)	H31(予算)	
歳出	財源内訳	国庫支出金							
		県支出金							
		地方債							
		その他	697	1,170	451	1,170	1,170	1,170	1,170
		一般財源	18,528	19,268	18,322	18,103	18,103	18,103	18,103
歳出計		19,225	20,438	18,773	19,273	19,273	19,273	19,273	
歳入	使用料・手数料								
	雑入等	697	1,170	451	1,170	1,170	1,170	1,170	
	歳入計	697	1,170	451	1,170	1,170	1,170	1,170	
今後の方向性・事業展開		今後も引き続き、市民が主体となった総合的な生涯学習の推進を進めていく							

4. 事務事業の課題

事業の課題	課題の改善に向けての考え方
キャンパスおだわらの理念である「まちじゅうキャンパス」を実現するためには、市内各所の生涯学習活動情報を収集し、ニーズにあった魅力ある情報を発信する必要がある、「情報やニーズの把握に偏りがある」、「情報誌やホームページ等の魅力を向上すべき」、「SNSなど新たな情報媒体を活用すべき」といった指摘を、キャンパスおだわら運営委員会において受けている。	多様な年代や様々なスキルを持った市民がキャンパスおだわらの運営に関わるようになることで改善をはかる。

5. 教育委員会の評価

<p>論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのリニューアルやSNSの活用について ・利用者ニーズではなく、市民ニーズの把握について ・広報媒体としてのあり方と掲載内容に対する基準について
<p>学識経験者及び 教育委員会の主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンパスおだわら事業を市と協働で実施している市民団体(以下、「市民団体」とする。)の年齢構成を変えることは困難であるが、地域の大学や地域貢献に興味のある民間企業などと連携し、効果的な情報発信をする必要がある。 ・情報発信は専門的な知識やITの使いこなしが必要であるため、市民活動で行っている時代ではないと考える。市民活動の担うべき分野とプロに業務として外注する分野をすみ分ける必要がある。 ・SNSの活用については、ターゲット設定も必要であり、そのSNSの利用者に応じたコンテンツの発信が効果的になる。それには、コンテンツの用意と、それを発信できる人材が必要である。 ・平成23年以来取り組まれてきた事業については、一定の市民層の学習ニーズを掘り起こし、組織化してきたと評価できる。 ・生涯学習の観点を更に充実させ、かつ、まちづくりの観点からも、若年層を中心とした多くの市民が活躍できる、「キャンパスおだわら」となるようなステージへ移行する必要がある。 ・運営の方法について、他自治体の取組を調査するための予算化が必要である。 ・生涯学習を目的とした講座であれば、営利であっても掲載することができるキャンパスおだわらのスタンスは、画期的であり、高く評価できる。今後も継続すべきだと考える。 ・市民団体スタッフの高齢化で公開講座に偏り・マンネリ化が見られる。学生などの若いスタッフを補充する必要がある。 ・業務委託先の公募など競争原理を取り入れ、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の学びにつながるキャンパスおだわらになるよう見直していただきたい。 ・一般的なNPO団体の人材育成の現状を見ると、受託した事業経費に人材育成費を計上するのは難しく、世代交代が困難な事情がある。 ・年齢の高い人達には、ボランティア意識によってNPO団体に参加している人が多いが、若い人達はNPO団体に就職するという意識があり、現状の委託形式では、人材育成は難しいので、人材育成が可能な仕組みづくりが必要ではないか。 ・人材育成費をつけるのが難しくければ、せめて市民団体の収益事業を広報などでサポートする必要があるのではないか。
<p>点検評価結果</p>	<p>見直し(若年層も活躍できるステージへ移行するよう見直すこと)</p>

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

1. 事務事業の位置付け

総合計画	施策名	生涯学習の振興	法令上の実施義務	有
	詳細施策名	多様な学習の機会と情報の提供		義務規程
	実施計画事業名	身近な図書館推進事業	根拠法令	子どもの読書活動の推進に関する法律、図書館法
	個別事業名	図書館学習イベント開催事業	条例・要綱	小田原市図書館条例
	先導的施策名		実施方法	市民協働
開始時期	昭和34年			

2. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか	図書館所蔵の図書及び視聴覚資料ならびに郷土資料を活用し、地域や家庭等における子ども読書活動を推進する機会を提供する。
	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか	図書館では、「子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭教育の向上に資する目的で様々な学習イベント等を開催しているが、今後、子どもをとりまく様々な生活の舞台において読書活動が一層推進されることを目指す。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか	○絵本のよみきかせ○こども映画会○図書館こどもクラブ(かもめっこ・星の子クラブ)○一日図書館員○図書館たんけん隊○布の絵本づくり講習会・布の絵本展○読書活動推進講演会○読み聞かせ講座○とよかんお楽しみぶくろ○夏のこども手作り絵本講習会(共催事業)○図書館ぬいぐるみおとまり会(共催事業)○紙芝居を楽しく演じてみよう(共催事業)○おはなし聞かせて(共催事業)○つくろう!なまえ絵本(共催事業)○子どもの読書活動に関するアンケートを実施

3. 事務事業の概要

単位:千円

		H26(決算)	H27(予算)	H27(決算)	H28(予算)	H29(予算)	H30(予算)	H31(予算)
歳出	財源内訳	国庫支出金						
		県支出金						
		地方債						
		その他				268		
		一般財源	224	315	215	283	513	3,913
歳出計		224	315	215	551	513	3,913	3,913
歳入	使用料・手数料							
	雑入等							
	歳入計	0	0	0	0	0	0	0
今後の方向性・事業展開		<ul style="list-style-type: none"> ・第2次「小田原市子ども読書活動推進計画」の策定と、計画に基づく事業の継続的な実施 ・小田原市図書館を使った調べる学習コンクールの開催(平成28年度から継続) ・平成30年度に新規事業を予定 						

4. 事務事業の課題

事業の課題	課題の改善に向けての考え方
読書量が減少している未就学児とその世帯及び図書館利用が少ない中高生に対する読書活動の推進を検討する必要がある。	これまで本市が取り組んできた子どもの読書活動の推進に関する取り組みの成果や課題を検証し、子どもが日常生活において過ごす場所である「家庭」・「地域」・「学校」等のそれぞれの機能や特性を活かした読書活動を推進するとともに、学校や関係機関・団体等との連携を図る。

5. 教育委員会の評価

<p>論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児へのサービスの充実(ブックスタートの復活)について ・学校図書館の充実と市図書館の連携について ・図書館へ来場しない人の需要の把握とサービスの仕方について ・中高生の図書館利用促進に関する検討の必要性について
<p>学識経験者及び 教育委員会の主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児へのブックスタートの検討以外にも、読み終わった本のリサイクルによる共有化など、循環を意識した取組が効果的であると思う。 ・ブックスタートの再開について、一つのNPOの独占事業であることに大きな問題があると認識しているが、その効果をきちんとしたコストパフォーマンスに関する根拠をもって証明できるのであれば、再開もよいと思う。 ・赤ちゃん向けブックスタートに代わる機会を、子育て支援や福祉などの他部局と連携し、実現することが望ましい。 ・未就学児及び小学生低学年を対象としたイベントを積極的に行っている点は評価できる。 ・学校司書の配置数を拡充し、アクティブラーニングの推進の観点からも、学校教育との連携を充実していくことで、本事業への参加層が拡大されると予想される。 ・子ども読書に関する家庭の重要性に鑑み、家庭の役割、家庭と図書館、学校等の連携の手法を明示する必要がある。 ・今後は今の活動を継続し、それに参加していない市民に働きかける方法を模索してほしい。 ・かもめ図書館には幼児連れで利用できるコーナーがあるので、その利用風景などを動画配信するなど、若い世代にアピールする方法を検討する必要がある。 ・図書館利用が少ない中学生を対象にした事業について予算化が必要であると考えている。 ・少ない予算の中で、図書館こどもクラブ、一日図書館員、図書館たんけん隊等、市民を巻き込む極めて多種多様な事業について高く評価できる。 ・子どもの読書活動の推進に関する法律は、その目的として「子どもの健やかな成長に資すること」としている。例えば、子どもの年間読書本数、読書時間、「本が好きか否か」のアンケート調査等、指標を明確にし、継続的な効果検証が必要である。 ・駅前図書館の整備が読書の動機付けのきっかけとなる可能性がある。立地を生かし、現在抱える子どもの読書に関する諸課題が解決できるような仕組みづくりを検討してほしい。 ・駅前図書館が新設されるにあたり、人の動線など、関係する部署と十分な連携を取る必要がある。 ・子ども読書活動の推進に家庭の役割は大きいと思われる。家庭と図書館等関係機関との連携に関し総合計画にその記述がないと見受けられる。
<p>点検評価結果</p>	<p>現状維持</p>

(評価指標)

- 拡大……事業の改善をしつつ、事業の規模を拡大して推進すること
- 見直し……事業の規模をあまり変えずに、事業の改善をすること
- 現状維持……現在の事業の規模のまま、継続していくこと
- 縮小……事業の規模を縮小し、事業の改善をすること
- 廃止……事業の廃止を検討すること

3. 平成 27 年度（平成 26 年度分）教育委員会事務の点検・評価対象事業における 点検・評価後の状況

平成 27 年度（平成 26 年度分）の点検・評価対象事業において、点検・評価後の状況について自己点検を行った。

No.	事業名	点検・評価の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の 意見を受けて】
1	特別支援教育事業 (教育指導課)	① 一律の配置基準ではなく、 包括的支援が行える事業へ 見直す必要がある。 ② 公費だけでなく地域の協力 でお願いできるところはない かの検討を、学校支援地 域本部の進め方と合わせて 検討する必要がある。 ③ 高度な専門性が必要な部分 については、弁護士・警察・ ソーシャルワーカーなど多 方面の支援が得られるよう 特別なチームを結成して学 校を支援する体制を整える ことが必要と思われる。	① 他の事業との統合を含め、 検討している。 ② 日頃からの支援等の関わり の中で、信頼関係が芽生え、 効果的な支援につながって くるため、一時的なスクー ルボランティア活動での対 応は難しい。 ③ スクールソーシャルワーカ ー、行政職員、臨床心理士、 児童相談所職員、医師など、 必要と要望に応じて支援チ ームを結成し、対応してい る。
No.	事業名	点検・評価の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の 意見を受けて】
2	生徒指導員派遣事業 (教育指導課)	① 校長OBの積極活用が必要 と思われる。 ② 生徒指導の基本は、日々子 どもと向き合っている学校 内での対応が基本である。 学校現場では、本当に困っ	① 校長OBの活用はないが、 専門性を鑑みて、教員免許 を有する人材を生徒指導員 として活用している。 ② 組織的な生徒指導につい て、研修会等で指導してい るところであり、生徒指導 員に安易に任せることな

		<p>た時のよりどこが必要であるし、安易に指導員に任せることなく、協力して指導にあたる必要があると考える。</p> <p>③ 高度な専門性が必要な部分については、専門家によるスクールアシストチーム（弁護士・警察等）を結成し学校を支援する体制が必要である。</p>	<p>く、協力して生徒の指導にあたっている。</p> <p>③ スクールアシストチームの結成はないが、警察との連携はされており、生徒指導連絡会等で、具体的事案について専門的な立場からアドバイスを受けている。</p>
No.	事業名	点検・評価の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の意見を受けて】
3	少人数学級編制事業 (教育指導課)	<p>① 本事業は安易な拡大を図るのではなく、早急に小1プログラムの改善策を検討し、事業の縮小を目指すよう方向転換することを検討する必要がある。</p> <p>② 学級あたり人数が少なければ、それだけきめ細かい指導ができることは理解できる。ただし、数人の減が大きく指導に影響するかどうかという点、その効果の検証は難しい。</p> <p>③ 市単予算で全学年35人学級にするという手法はあると思うが莫大な予算が必要となる。その費用対効果を考えれば、現実問題として学校現場が求める部分を丁寧に探り、個々の学校の要望に応じていく方策に転換</p>	<p>① 小学校低学年の学校生活を安定させるために、学校においても様々な手立てをとっているが、現時点ではスタッフの配置は欠かせないと考えている。</p> <p>② 国立教育政策研究所等の調査・研究からも少人数指導による効果があると捉えられており、本市としては基準に基づいて少人数指導の充実を目指していきたい。</p> <p>③ 実施教科や学年など、学校の要望に応じた配置をしている。</p>

No.	事業名	点検・評価の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の 意見を受けて】
4	特別支援相談・通級指導 教室充実事業 (教育センターの設置) (教育指導課)	<p>すべきである。</p> <p>① 他部門との連携を強化し、総合窓口の必要性や専門集団の確立を検討すべき。</p> <p>② 高度、多様化する課題に対しては、専門家集団のノウハウが必要であり、機能を集約すべき。</p> <p>③ センター化によるメリットはあるが、扱う情報量や、実効性の担保を鑑みると、現行事業の拡大や見直しでは対応が難しい。仕組みを再構築する必要があるのではないか。</p>	<p>① 特別支援教育相談室「あおぞら」の移転により、学校施設内から独立した相談施設としての運営となった。また、施設内の相談スペースが拡充することにより、相談件数の増加も見込まれている。</p> <p>② 機能集約の範囲を検討している。</p> <p>③ 仕組みの再構築について、今後検討していきたい。</p>
5	公立幼稚園教育推進事業 (教育指導課)	<p>① 就園率の低い施設が目立つ、施設管理コストを鑑みて維持してよいレベルに無いのではないか。</p> <p>② 既存の小学校の空き教室に入る事が出来れば、小学</p>	<p>① 近年、就園率は減少してきており、現状のままでは適正規模の維持が困難となる。公立幼稚園の役割を考えながら、私立幼稚園との連携や公立幼稚園の統廃合も検討していく。</p> <p>② 幼小連携モデル園として、研究や実践を行うことも考</p>

		<p>校との引継ぎの問題はなくなり、他世代児童との交流、地域で子育てできるようになる。</p> <p>③ 3歳児就園が必要なのか、0～2歳の待機児童対策が必要なのか等、市民ニーズの的確な把握をする中で、施策目的を明確にすべき。</p>	<p>えられるが、全ての小学校で行えないなどの課題も残る。</p> <p>③ 本来の幼稚園の役割を押さえつつ、市民ニーズの把握をし、本市として将来的にどのような施設が必要となるのかを見極めていく必要がある。</p>
No.	事業名	点検・評価の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の意見を受けて】
6	学校給食事業 (学校給食のあり方) (保健給食課)	<p>① センター方式か自校方式かの選択は、それぞれのメリットとデメリットを分析し、どちらを選択すべきかを明確にする必要がある。</p> <p>② 食事の一番大切な要因は「おいしさ」である。質(おいしさ)の確保を念頭において、調理方法、材料の選定、配送方法の工夫をして欲しい。</p>	<p>① 平成 27 年度に、学校給食のあり方について、課内で実施可能な方向性を検討した。</p> <p>その結果をもとに平成 28 年度は、庁内関係各課を交え、学校給食センターが調理している中学校の給食について、センター方式と単独調理校(自校調理)で近隣の中学校の給食を調理する親子調理方式の設備面、経費面等のメリットやデメリットなどを分析し、センター方式でさらに具体的に検討をしていくこととした。</p> <p>② 学校給食のあり方検討をしていく際には、最新の調理機器の導入やできるだけ温かい給食を配送できる配送体制など、おいしさを念頭において検討していく。</p>

		③ PFI 方式を含め、老朽化したセンターの再配置計画を策定すべき。	③ 学校給食のあり方検討において、PFI 方式等による民間の力を活用することも視野に入れて検討している。
No.	事業名	点検・評価の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の意見を受けて】
7	本丸・二の丸整備事業 (文化財課)	<p>① 文化財活用のために、市民の関心を高め、施設整備・管理を進める体制を構築すべきである。</p> <p>② ワークショップを開催し、史跡を自分の庭のように感じる市民を増やすことが大切である。</p> <p>③ 小田原の貴重な文化財・城跡と観光を関連づけていく検討が必要である。</p>	<p>① 百姓曲輪など史跡指定した場所や小峯御鐘ノ台大堀切西堀など一般公開した場所については、広報やマスコミを通じて PR するとともに、小田原ガイド協会に案内ツアーを開催してもらう等市民周知を図っている。また、平成 28 年度から史跡管理嘱託員の増員を図る等体制も整備している。</p> <p>② 民間団体の小田原ラボラトリーの「芝活」事業で、城内地区を芝生化し、ミニイベントを開催する等有効活用してもらい、市民が史跡を庭のように感じる事が出来るよう事業を進めている。</p> <p>③ 天守閣の展示リニューアルに御用米曲輪の最新の情報を反映した。また、文化財・城跡と観光が有機的に結びつき、城跡の管理・活用を一括して行えるよう城址公園総合管理体制の構築について検討しているところである。</p>

No.	事業名	点検・評価の状況 【教育委員・学識経験者の意見】	点検・評価後の状況 【教育委員・学識経験者の 意見を受けて】
8	市立図書館管理運営事業 (図書施設・機能整備等 基本方針) (図書館)	<p>① 施設規模が見えない中、アクセシビリティに目がいきがちだが、本来の図書館法が規定するような機能を保持するよう検討して欲しい。</p> <p>② 運営コスト面のみで委託化を進めるのではなく、質をどのように確保するのか検討して欲しい。</p> <p>③ 駅前図書館を文化の香りがある小田原のシンボルとして、旅行者にも対応できる図書館とすると良い。</p>	<p>① 図書館法における「図書館奉仕」に規定された機能等を基本とした上で、新たな取り組みを検討していく。</p> <p>② 専門性の確保を前提に、委託化によるメリット・デメリットを十分に検討しながら、さらなる質の向上を目指していく。</p> <p>③ 旅行者でも入りやすいエントランス等の工夫をするとともに、近隣施設とも連携を図りながら地域や観光情報を積極的に発信していく。</p>

4. 小田原市学校教育振興基本計画における成果指標

小田原市学校教育振興基本計画において達成すべき具体的な指標として設定した項目について、平成27年度の達成状況を点検しました。

基本目標		成果指標	計画策定時	目標	平成 27 年度
1	確かな学力の向上	小学校 1・2 年の 30 人超学級へのスタディー・サポート・スタッフの配置	100%	100%	100%
		家庭で、自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒 ※1	小学校 49.5% 中学校 48.1%	小学校 58% 中学校 50%	小学校 62.5% 中学校 44.8 %
2	豊かな心の育成	不登校生徒訪問相談員の派遣 ハートカウンセラー相談員の派遣 校内支援室指導員の派遣 生徒指導員の派遣	中学校 6 校 小学校 6 校 中学校 6 校 中学校 6 校	中学校 11 校 小学校 25 校 中学校 11 校 中学校 11 校	中学校 7 校 小学校 8 校 中学校 6 校 中学校 5 校
		読書が好きな児童生徒 ※1	小学校 62.1% 中学校 75.8%	小学校 70% 中学校 80%	小学校 73.1% 中学校 72.8%
3	健やかな体の育成	運動・スポーツを週に 1 回以上している児童生徒 ※2	小学校 85.3% 中学校 79.8%	小学校 88% 中学校 85%	—
		朝食を毎日食べている児童生徒 ※1	小学校 93.2% 中学校 91.6%	小学校 96% 中学校 94%	小学校 95.8% 中学校 90.3%
		米飯給食の回数	週 2 回 + 月 3 回	週 3 回	週 3 回
		学校給食における市内産を含む県内産の地場産物利用率(重量比)	33.0%	35%	29.56%
4	幼児教育(就学前教育)の推進	市立幼稚園における預かり保育の実施数	1 園	6 園	1 園
5	これからの社会に対応した教育の推進	将来の夢や目標を持っている児童生徒 ※1	小学校 80.2% 中学校 80.4%	小学校 87% 中学校 83%	小学校 85.1% 中学校 70.2%
		中学校における地域と連携した防災訓練の実施	2 校	11 校	5 校

基本目標		成果指標	計画策定時	目標	平成 27 年度
6	様々な教育的ニーズに対応した教育の推進	支援教育相談支援チームの派遣回数	28 回	40 回	44 回
		幼稚園、小・中学校への個別支援員の配置	87 人分	100 人分	83 人分
7	未来へつながる学校づくりの推進	スクールボランティア延べ人数	延べ 62,000 人	延べ 80,000 人	延べ 62,818 人
		放課後子ども教室の拡充	1 校	2 校	2 校
		地域行事へ参加している児童生徒 ※1	小学校 35.1% 中学校 36.6%	小学校 60% 中学校 40%	小学校 58.1% 中学校 38.8%
		地域の大人と一緒に遊んだり、勉強を教えてもらったりする機会のある児童生徒 ※2	小学校 20.7% 中学校 26.8%	小学校 40% 中学校 30%	—
		年齢の違う友達と一緒に遊んだり、勉強したりする機会のある児童生徒 ※2	小学校 63.0% 中学校 45.5%	小学校 72% 中学校 48%	—
8	教職員の資質の向上とよりよい教育体制の確立	校務支援システムの導入	未実施	導入	導入
9	教育環境の改善・充実	校庭の芝生化	幼稚園 2 園 小学校 2 校	幼稚園 6 園 小学校 6 校	幼稚園 5 園 小学校 3 校
		学校図書室にある図書のバーコード化	全校 5,000 冊分を実施	全校 100%	90.8%
		校舎リニューアル計画の見直し	未実施	計画策定	整備計画策定済 短期計画策定済 中長期計画策定中
		小学校における交通安全対策協議会の設置	20 校	25 校	23 校
10	教育的効果を高める教育行政の推進	教育委員会通信の発行	未実施	発行	未実施

※1…平成 24 年度「全国学力・学習状況調査回答結果」により抜粋。対象は小学校 6 年生・中学校 3 年生

※2…平成 26 年度「全国学力・学習状況調査」で質問がなくなったため、データが存在しない。

報告第12号

事務の臨時代理の報告（平成28年12月補正予算）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、平成28年12月補正予算について、原案のとおり同意することにつき臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成28年11月22日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

平成 2 8 年 1 2 月 補 正 予 算 要 求 概 要

(歳 入)

(単位：千円)

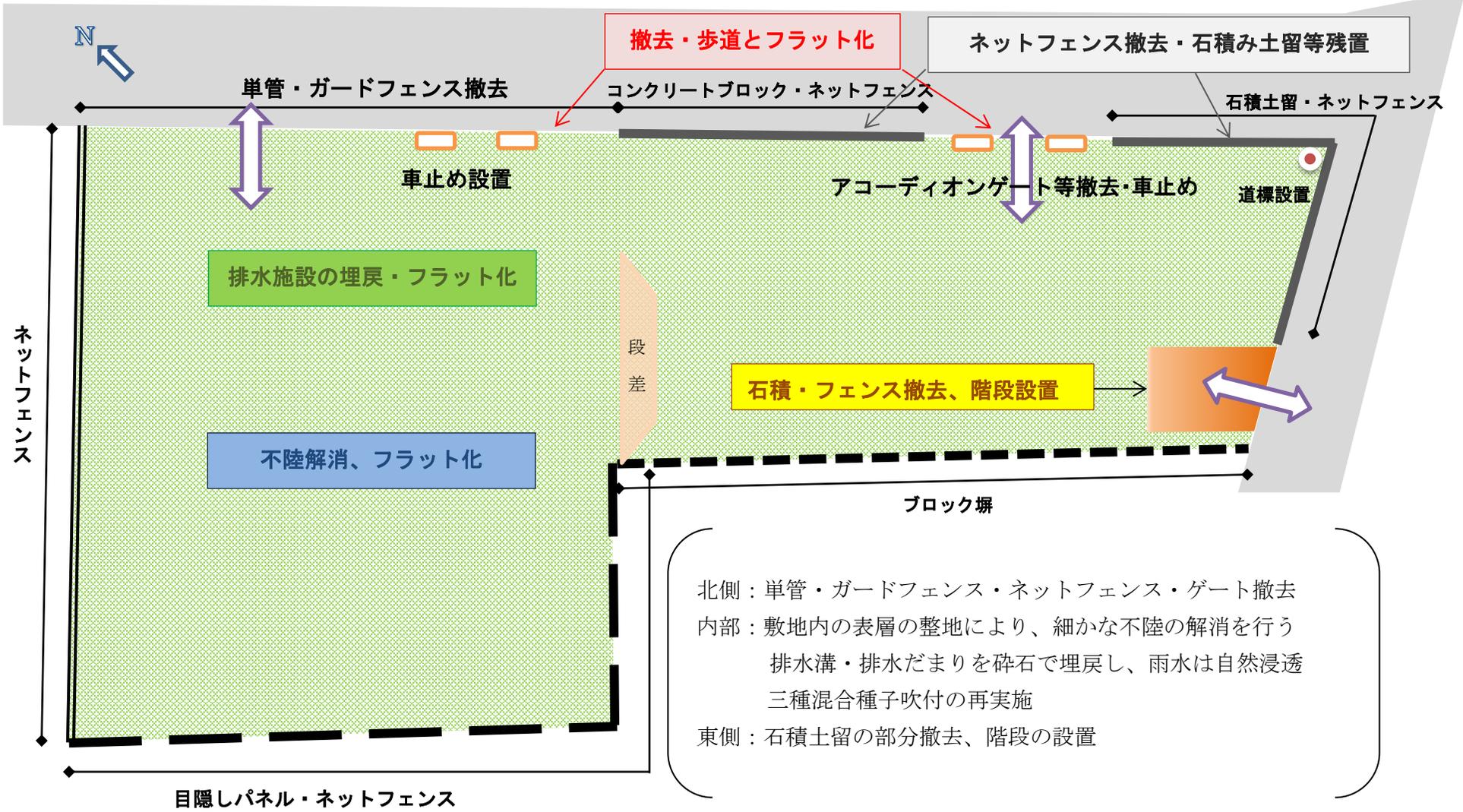
科 目	要 求 額	主 な 内 容
(項) 国庫補助金 (目) 教育費補助金	99,903	<u>大規模改造事業費補助金</u>
(項) 国庫補助金 (目) 教育費補助金	3,031	<u>私立幼稚園就園奨励費補助金 (1/3)</u>
(項) 市債 (目) 教育債	278,800	<u>義務教育施設整備事業債</u>
(項) 寄附金 (目) 教育費寄附金 小学校費寄附金	300	<u>学校管理費寄附金</u>
(項) 寄附金 (目) 教育費寄附金 中学校費寄附金	100	<u>学校管理費寄附金</u>
合 計	382,134	

(歳出)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項)教育総務費 (目)事務局費	10,105	<u>私立幼稚園等就園費補助金</u>	3,031			7,074
(項)小学校費 (目)学校管理費	286,830	小学校教育環境整備経費 <u>学校施設維持・管理事業</u> ・トイレ改修工事 (久野、報徳小学校) ・受水槽等改修工事 (矢作小学校) ・非構造部材耐震化工事 (国府津小学校) ・外壁等改修工事 (足柄、豊川小学校)	77,212	209,400	0	218
(項)小学校費 (目)学校管理費 小学校教育 環境整備経費	300	<u>教材・教具整備事業</u>			300	
(項)中学校費 (目)学校管理費	95,562	中学校教育環境整備経費 <u>学校施設維持・管理事業</u> ・トイレ改修工事 (鴨宮中学校) ・受水槽等改修工事 (城南中学校) ・非構造部材耐震化工事 (城山中学校) ・法面保全整備 (城南中学校)	22,691	69,400	0	3,471
(項)中学校費 (目)学校管理費 中学校教育 環境整備経費	100	<u>教材・教具整備事業</u>			100	
(項)社会教育費 (目)文化財保護費 史跡整備経費	4,796	<u>本丸・二の丸整備事業</u> ・史跡用地修景整備工事請負費				4,796
合計	397,693		102,934	278,800	400	15,559

史跡用地修景整備計画図



北側：単管・ガードフェンス・ネットフェンス・ゲート撤去
内部：敷地内の表層の整地により、細かな不陸の解消を行う
排水溝・排水だまりを砕石で埋戻し、雨水は自然浸透
三種混合種子吹付の再実施
東側：石積土留の部分撤去、階段の設置